

美浜町地域防災計画

《関係資料》

美浜町防災会議

《関係資料：目次》

1	被害想定関係	1
資料1-1	福井県地震被害予測調査結果（平成9年3月時点）	1
資料1-2	気象庁震度階級	7
資料1-3	気象注意報・警報	12
2	都市基盤施設・土地利用関係	18
資料2-1	都市公園一覧表	18
資料2-2	道路一覧表	18
資料2-3	河川一覧表	18
資料2-4	水位観測所一覧表	19
資料2-5	ため池一覧表	19
資料2-6	農業関係一覧表	20
資料2-7	保安林一覧表	20
3	災害危険箇所関係	21
資料3-1	砂防指定河川（砂防指定地）一覧表	21
資料3-2	海岸保全区域一覧表	23
資料3-3	漁港海岸保全区域一覧表	23
資料3-4	急傾斜地崩壊危険区域一覧表	24
資料3-5	山地災害危険地区一覧表	25
資料3-6	地すべり防止区域一覧表	29
資料3-7	雪崩危険箇所一覧表	30
資料3-8	なだれ発生危険箇所一覧表	30
4	危険物関係	31
資料4-1	危険物施設数一覧表	31
資料4-2	危険物の類別危険性	31
資料4-3	石油類販売業者一覧表	32
資料4-4	L P ガス販売業者一覧表	32
資料4-5	毒物劇物販売業者数一覧表	32
5	消防・水防関係	33
資料5-1	消防組合の組織	33
資料5-2	通信系統図	34
資料5-3	消防車両配置状況一覧表	37
資料5-4	消防団の状況一覧表	38
資料5-5	災害出場計画	39
資料5-6	美浜消防団出場基準（火災出動基準）及び出場計画	39
資料5-7	美浜地区自衛消防隊の現況一覧表	40
資料5-8	消防水利一覧表	41
資料5-9	化学消火剤備蓄状況一覧表	42

資料 5-10	救助用器具保有状況表一覧表	43
資料 5-11	水防倉庫一覧表	46
資料 5-12	水防倉庫資材数量表	46
資料 5-13	水閘門管理者一覧表	46
6	上下水道関係	47
資料 6-1	水道事業の概要一覧表	47
資料 6-2	美浜町給水装置工事業者一覧表	47
資料 6-3	公共下水道等事業概要一覧表	49
資料 6-4	集落排水処理事業一覧表	50
資料 6-5	美浜町排水設備指定工事店一覧表	50
7	活動組織関係	53
資料 7-1	美浜町災害対策本部の組織図	53
資料 7-2	美浜町災害対策本部の事務分掌	54
8	情報収集・伝達関係	58
資料 8-1	防災関係機関連絡先一覧表	58
資料 8-2	気象警報・注意報等伝達系統図	60
資料 8-3	津波警報等伝達系統図（地震情報はこれに準ずる。）	61
資料 8-4	県警察の津波予報伝達系統図	62
資料 8-5	美浜町被害状況調査及び報告要領	63
資料 8-6	県への報告	66
資料 8-7	広報用放送文例	76
資料 8-8	消防信号	77
資料 8-9	水防信号	78
資料 8-10	津波標識	79
資料 8-11	防災無線	80
9	応援要請関係	81
資料 9-1	協定締結状況一覧表	81
資料 9-2	県防災ヘリコプター応援要請書の様式	87
資料 9-3	要員確保機関一覧表	88
10	自主防災組織関係	89
資料 10-1	自主防災組織一覧表	89
11	緊急物資関係	90
資料 11-1	米穀等の配給経路	90
資料 11-2	J A福井県施設（美浜管内）の概要（米穀備蓄倉庫一覧表）	91
資料 11-3	米穀備蓄関係連絡先一覧表	91
資料 11-4	炊き出し予定場所一覧表	92
12	医療関係	93
資料 12-1	災害時収容病院一覧表	93
資料 12-2	医薬品等販売店一覧表	93
13	緊急輸送関係	94

資料 13-1	所管別公用車維持管理一覧表	94
資料 13-2	車両の借上先一覧表	94
資料 13-3	船舶借上先一覧表	95
資料 13-4	町及び民間保有協力除雪車一覧表	96
資料 13-5	ヘリポート適地一覧表	97
14	保健衛生・遺体の処理等・廃棄物の処理関係	97
資料 14-1	感染症指定医療機関一覧表	97
資料 14-2	火葬場の処理能力一覧表	97
資料 14-3	廃棄物処理施設一覧表	98
資料 14-4	ごみ収集車及び従事職員数一覧表	98
資料 14-5	し尿取扱業者及びし尿運搬車並びに作業人員一覧表	98
15	避難関係	99
資料 15-1	避難所一覧表	99
資料 15-2	土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧	102
16	文化財関係	103
資料 16-1	美浜町指定文化財一覧表	103
17	法律・条例等関係	106
資料 17-1	美浜町防災会議条例	106
資料 17-2	美浜町防災会議委員名簿	108
資料 17-3	美浜町災害対策本部条例	109
資料 17-4	美浜町災害対策本部運営要綱	110
資料 17-5	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表	117
資料 17-6	被災者生活再建支援法等の概要	121
資料 17-7	美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例	123
資料 17-8	美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	127
資料 17-9	り災証明関係様式	131
18	地震防災緊急事業五箇年計画関係	135
資料 18-1	地震防災緊急事業五箇年計画対象事業	135

1 被害想定関係

資料 1 - 1 福井県地震被害予測調査結果（平成 9 年 3 月時点）

1. 建築物被害予測結果 （福井地震）

構 造	現況 (棟)	大破数 (棟)	大破率 (%)	中破数 (棟)	中破率 (%)	大破+中破 数 (棟)	大破+中破 率 (%)
木造 (積雪時)	10,146	0 (0)	0.0 (0.0)	634 (285)	6.2 (2.8)	634 (285)	6.2 (2.8)
鉄筋コンクリート造	136	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鉄骨造	1,027	0	0.0	1	0.1	1	0.1

（敦賀断層地震）

構 造	現況 (棟)	大破数 (棟)	大破率 (%)	中破数 (棟)	中破率 (%)	大破+中破 数 (棟)	大破+中破 率 (%)
木造 (積雪時)	10,146	3,901 (4,706)	38.4 (46.4)	1,741 (2,564)	17.2 (25.3)	5,642 (7,270)	55.6 (71.7)
鉄筋コンクリート造	136	3	2.2	3	2.2	6	4.4
鉄骨造	1,027	57	5.6	60	5.8	117	11.4

2. 火災被害予測結果 （福井地震）

木造棟数	冬（17時～18時）				春秋（15時～16時）			
	一般火気 出火数	延焼 出火数	延焼率 (%)	焼失 棟数	一般火気 出火数	延焼 出火数	延焼率 (%)	焼失 棟数
10,146	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0

（敦賀断層地震）

木造棟数	冬（17時～18時）				春秋（15時～16時）			
	一般火気 出火数	延焼 出火数	延焼率 (%)	焼失 棟数	一般火気 出火数	延焼 出火数	延焼率 (%)	焼失 棟数
10,146	57	54	2.3	235	22	20	2.3	235

3. 人的被害予測結果

(福井地震)

人口	冬 (17時～18時)				春秋 (15時～16時)			
	死者	負傷者	罹災者	避難者	死者	負傷者	罹災者	避難者
12,258	0	0	0	370	0	0	0	370

(敦賀断層地震)

人口	冬 (17時～18時)				春秋 (15時～16時)			
	死者	負傷者	罹災者	避難者	死者	負傷者	罹災者	避難者
12,258	120	1,135	7,700	12,055	120	1,135	7,700	12,055

4. ライフライン被害予測結果

(1) 上水道

(福井地震)

	溶接鋼管	ダクタイル 鋳鉄管	普通高級 鋳鉄管	塩化 ビニル管	石綿 セメント管	その他	合計
現況 (km)	0.00	15.06	0.00	53.54	0.00	0.00	68.60
被害数 (箇所)	0	0	0	0	0	0	0
被害率 (箇所/km)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(敦賀断層地震)

	溶接鋼管	ダクタイル 鋳鉄管	普通高級 鋳鉄管	塩化 ビニル管	石綿 セメント管	その他	合計
現況 (km)	0.00	15.06	0.00	53.54	0.00	0.00	68.60
被害数 (箇所)	0	1	0	26	0	0	27
被害率 (箇所/km)	0.00	0.07	0.00	0.49	0.00	0.00	0.39

(2) 下水道

(福井地震)

	ヒューム管	陶管	塩化ビニル管	シールド管	ホックスカルハート	その他	合計
現況(km)	0.76	0.00	20.80	0.00	0.00	0.12	21.68
被害数(箇所)	0	0	0	0	0	0	0
被害率(箇所/km)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(敦賀断層地震)

	ヒューム管	陶管	塩化ビニル管	シールド管	ホックスカルハート	その他	合計
現況(km)	0.76	0.00	20.80	0.00	0.00	0.12	21.68
被害数(箇所)	0	0	6	0	0	0	6
被害率(箇所/km)	0.00	0.00	0.45	0.00	0.00	0.00	0.43

(3) 電力

(福井地震)

地下ケーブル(km)		電柱(本)			架空線(条・スパン)				
現況	被害	現況		被害	現況	(冬17～18時)		(春秋15～16時)	
		コンクリート	木			被害総計	うち火災による被害	被害総計	うち火災による被害
5.7	0.000	4,493	76	0	19,324	0	0	0	0

(敦賀断層地震)

地下ケーブル(km)		電柱(本)			架空線(条・スパン)				
現況	被害	現況		被害	現況	(冬17～18時)		(春秋15～16時)	
		コンクリート	木			被害総計	うち火災による被害	被害総計	うち火災による被害
5.7	0.008	4,493	76	3	19,324	452	409	452	408

(4) 電話

(福井地震)

地下ケーブル(km)		電柱(本)		架空線(条・スパン)				
現況	被害	現況	被害	現況	(冬17～18時)		(春秋15～16時)	
					被害 総計	うち火災に よる被害	被害 総計	うち火災に よる被害
27.2	0.00	1,198	0	3,115	0	0	0	0

(敦賀断層地震)

地下ケーブル(km)		電柱(本)		架空線(条・スパン)				
現況	被害	現況	被害	現況	(冬17～18時)		(春秋15～16時)	
					被害 総計	うち火災に よる被害	被害 総計	うち火災に よる被害
27.2	0.03	1,198	0	3,115	74	67	74	67

(5) 道路

(福井地震)

路線種	路線No.	路 線	総延長 (km)	予測対象 延長 (km)	被害 箇所数	被害率 (箇所/km)
国管理国道	1027	国道27号(*)	75.45	70.13	1	0.01
一般県道	4021	久々子－金山線	1.23	1.23	0	0.00
	4035	佐田－立石－敦賀線(*)	32.57	31.83	0	0.00
	4064	松屋－河原市線	9.48	9.48	0	0.00
	4108	東美浜停車場線	2.43	2.43	0	0.00
	4115	敦賀－美浜線(*)	8.39	8.39	0	0.00
	4120	日向－郷市線	5.11	5.11	0	0.00
	4129	美浜停車場線	0.11	0.11	0	0.00
有料道路	5005	レインボーライン(*)	11.02	11.02	0	0.00

注1 道路の被害には、橋梁の被害(約1割)を含む。

注2 (*)の路線は、町域外を含む。

(敦賀断層地震)

路線種	路線No.	路 線	総延長 (km)	予測対象 延長 (km)	被害 箇所数	被害率 (箇所/km)
国管理国道	1027	国道27号(*)	75.45	70.13	5	0.07
一般県道	4021	久々子－金山線	1.23	1.23	0	0.00
	4035	佐田－立石－敦賀線(*)	32.57	31.83	3	0.09
	4064	松屋－河原市線	9.48	9.48	1	0.11
	4108	東美浜停車場線	2.43	2.43	1	0.41
	4115	敦賀－美浜線(*)	8.39	8.39	2	0.24
	4120	日向－郷市線	5.11	5.11	1	0.20
4129	美浜停車場線	0.11	0.11	0	0.00	
有料道路	5005	レインボーライン(*)	11.02	11.02	0	0.00

注1 道路の被害には、橋梁の被害(約1割)を含む。

2 (*)の路線は、町域外を含む。

5. 危険箇所被害想定結果

(1) 急傾斜地

現況数	崩壊危険度			地震時崩壊危険度							
	A	B	C	福井地震				敦賀断層地震			
				α	β	γ	計	α	β	γ	計
19	14	4	1	0	3	16	19	8	2	9	19

注1 崩壊危険度 A: 危険性が高い B: 危険性がある C: 危険性が低い

2 地震時崩壊危険度 α : 危険性が高い β : 危険性がある γ : 危険性が低い

(2) 地すべり

現況数	崩壊危険度			地震時崩壊危険度							
	A	B	C	福井地震				敦賀断層地震			
				α	β	γ	計	α	β	γ	計
5	1	3	1	0	0	5	5	0	0	5	5

注1 崩壊危険度 A: 危険性が高い B: 危険性がある C: 危険性が低い

2 地震時崩壊危険度 α : 危険性が高い β : 危険性がある γ : 危険性が低い

(3)河川（水防重要箇所）

地震時危険度判定							
福井地震				敦賀断層地震			
α	β	γ	計	α	β	γ	計
0	0	0	0	0	0	0	0

注 地震時危険度判定 α ：危険性が高い β ：危険性がある γ ：危険性が低い

6. 漁港被害想定結果

港湾名称	福井地震			敦賀断層地震		
	加速度 (gal)	液状化	被害	加速度 (gal)	液状化	被害
丹生漁港	30	なし	なし	110	なし	なし
坂尻漁港	100	なし	なし	390	なし	被害中
早瀬漁港	90	なし	なし	270	なし	被害小
日向漁港	90	なし	なし	250	なし	被害小

7. ブロック被害想定結果

建築物現況 (棟)	福井地震		敦賀断層地震	
	建物全壊率 (%)	ブロック塀倒壊率 (%)	建物全壊率 (%)	ブロック塀倒壊率 (%)
11,309	0.0	0.0	25.8	16.5

8. 津波被害想定結果

浸水人口 (人)	浸水世帯 (世帯)	浸水建物 (棟)	浸水施設	
			海水浴場	港など
201	58	171	10	2

注1 浸水人口及び浸水世帯は、浸水域内の人口と世帯数

2 浸水建物は、浸水域内の建物数で、専用住宅と非専用住宅の両者を合わせた棟数

3 「港など」には、港、漁港の他にヨットハーバーなどの観光施設を含む

資料 1 - 2 気象庁震度階級

1. 気象庁震度階級関連解説

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測地です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定するものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

2. 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶものもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、耕法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向にある。しかし、構造形式や平面的、立体的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） 鉄筋コンクリート造建物は、主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある。※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電がはっせいすることがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業所の判断によって行なわれる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行なわれる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期時振動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期振動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期振動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震動が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料 1 - 3 気象注意報・警報

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

(令和元年 5 月 29 日現在)

発表官署 福井地方気象台

種 類		発表基準	
特別 警報	一般 の 利用 に 適 合 す る もの	暴風 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
		大雨 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
		大雪 特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
		暴風雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	波浪 特別警報	波浪 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
	高潮 特別警報	高潮 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。

種 類		発表基準	
警 報	一般 の 利用 に 適 合 す る もの	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
		大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明示される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数が13以上と予想される場合。 ・土壌雨量指数が100以上と予想される場合。
		大雪警報	大雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、12時間の降雪量が平地で30cm以上、山地で35cm以上と予想される場合。

種 類		発表基準		
水防活動の利用に適合するもの ※③		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。	
		波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5.5m以上と予想される場合。	
		高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が1.0m以上と予想される場合。	
		洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・耳川流域の流域雨量指数が14.4以上と予想される場合。	
		水防活動用 気象警報	大雨特別警報または大雨警報	一般の利用に適合する大雨特別警報または大雨警報に同じ。
		水防活動用 津波警報	津波特別警報（大津波警報）または津波警報	一般の利用に適合する津波特別警報（大津波警報）または津波警報に同じ。
		水防活動用 高潮警報	高潮特別警報または高潮警報	一般の利用に適合する高潮特別警報または高潮警報に同じ。
		水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。

種 類		発表基準	
注 意 報	一般の利用に適合するもの 気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
		大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数が9以上と予想される場合。 ・土壌雨量指数が66以上と予想される場合。
		大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、12時間の降雪量が平地で15cm以上、山地で20cm以上と予想される場合。

種 類		発表基準
	風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、降雪の深さが50cm以上、または積雪が100cm以上であって、最高気温が10℃以上になると予想される場合。
	着氷（雪）注意報	着氷・着雪によって災害のおそれがある場合。 具体的には、着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合。
	融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、積雪地域の日平均気温が12℃以上と予想される場合または積雪地域の日平均気温が10℃以上かつ日雨量が20mm以上と予想される場合。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報でよびかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生すると予想されたときに発表される。 具体的には、福井地方気象台または敦賀特別地域気象観測所の値で、実効湿度が65%以下、最小湿度が30%以下になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、または海上で500m以下になると予想される場合。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 最低気温が3℃以下と予想される場合。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときで、具体的には、次の条件に該当する場合である。 7～8月の平均気温が平年値より3℃以上低い日が3日以上継続すると予想される場合。 12～3月の最低気温が平野部で-5℃以下、山沿いで-10℃以下と予想される場合。
波浪注意報	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が3m以上と予想される場合。

種類		発表基準	
	高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が0.7m以上と予想される場合。
	洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・耳川流域の流域雨量指数が11.5以上と予想される場合。
水防活動の利用に適合するもの ※3	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
	水防活動用 津波注意報	津波注意報	一般の利用に適合する津波注意報に同じ。
	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

(注) 1. 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

気象特別警報の指標

要因	指標
雨	① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値（美浜町：359mm、土壌雨量指数223）以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値（美浜町：3時間降水量130mm、土壌雨量指数223）以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現する（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深（敦賀：155）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。

(注) 1. 50年に一度の値は、各市町にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

2. 50年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

3. 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

2. 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂災害）・注意報の暫定基準は、震度5強を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の8割とし、震度6弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の7割とする。

3. 特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表される時には、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除または更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

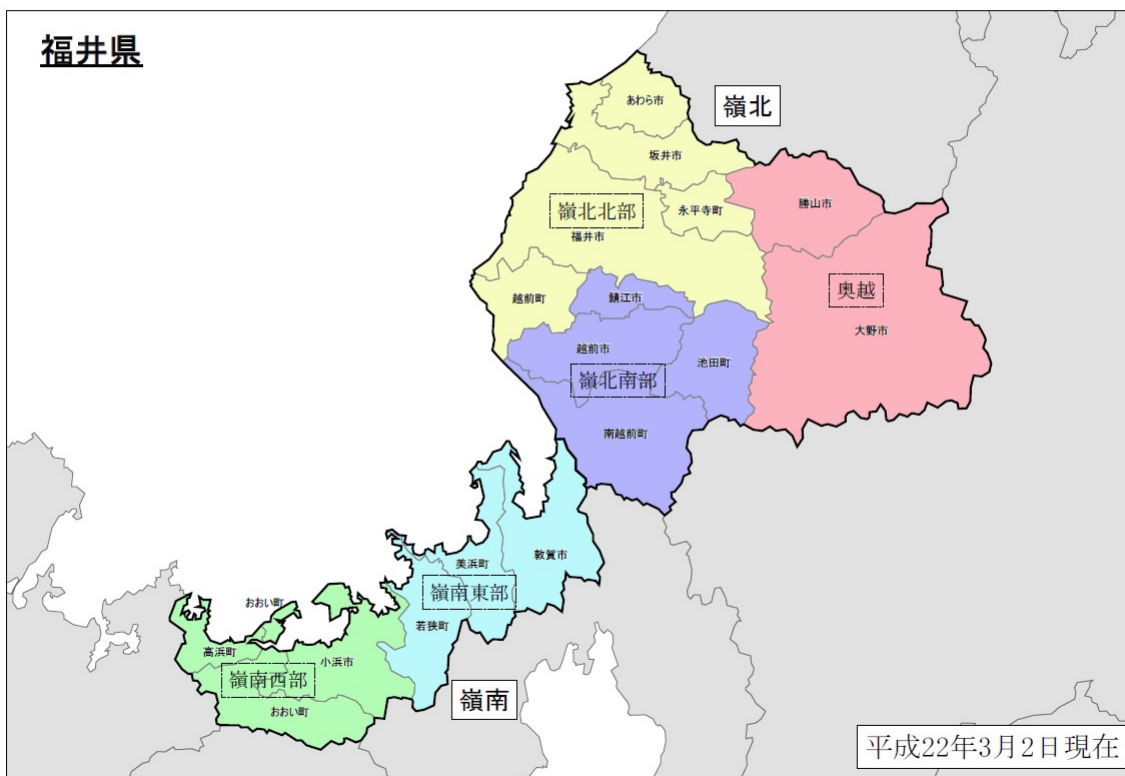
※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す

指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

※3 流域雨量指数: 河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

※4 水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報は、一般の特別警報・警報・注意報のうち、水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

福井県の警報・注意報発表区域図



(2) 特別警報・警報・注意報の概要

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

① 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

② 土砂災害警戒情報

福井県と福井地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町の長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。

③ 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したとき(1時間雨量80mm以上)に、福井県気象情報の一種として発表する。

④ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

⑤ 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

⑥ 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。

⑦ 雪に関する気象情報の発表

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

⑧ 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急・復旧活動の支援、二次災害の防止、被災者支援のため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

2 都市基盤施設・土地利用関係

資料2-1 都市公園一覧表

(令和2年4月現在)

番号	公園名	種別	計画決定		供用開始(設置公告日)	
			面積(ha)	年月日	面積(ha)	年月日
1	南市公園	街区	0.08	S60. 4. 1	0.08	S62. 4. 1
2	栄公園	〃	0.07	S62. 8. 13	0.07	S63. 4. 1

資料2-2 道路一覧表

(令和4年4月現在)

道路種別	実延長	舗装		橋梁	
	(m)	延長(m)	率(%)	箇所数	延長(m)
国道	14,265.0	14,265.0	100.0	18	526.25
県道	29,951.0	28,994.0	100.0	33	341.00
町道(1級)	22,524.1	21,836.8	96.9	27	290.20
町道(2級)	19,031.7	18,390.7	96.6	10	139.30
町道その他	127,262.4	108,786.7	85.5	100	791.30
計	213,034.2	192,273.2	90.2	188	2,088.05

資料2-3 河川一覧表

(平成31年4月現在)

種別	河川数	河川名
2級河川	7	久々子湖、耳川、太田川、落合川、馬背川、横谷川、早瀬川
普通河川	45	観音寺川、寺山谷川、吉城川、立町川、山子谷川及び支川、雲谷川、南谷川、岸名川及び支川、大日川、小杉原川、能登又谷川、奥谷川及び支川、奥一の谷川、栗柄谷川、馬助谷川、耳谷川、三ツ又川、真谷川、金瀬川、奥丈川、阿弥陀川、棚原川、越地川、中原川及び支川、緑谷川、狼谷川、沓見谷川、落合谷川、丹生大川、西谷川、麻生川、五十谷川、北庄川、大谷川、上野川、猪谷川、梅木川、社免川、中道川、押川谷川、大早稲谷川、水上川、茶谷川及び支川、道幸川

資料 2 - 4 水位観測所一覧表

(平成31年4月現在)

河川名	観測所名	左右岸別	所在地	観測方法	通報水位	警戒水位	危険水位	左右岸の堤防高
耳川	河原市	左	美浜町河原市	デジタル水位計	1.80	2.20	3.60	左・右 4.10

資料 2 - 5 ため池一覧表

(平成31年4月現在)

No.	名称	所在地	管理主体	管理者	貯水量(m ³)	堤高(m)
1	芦谷堤	北田48-8	北田区	北田区長	1,000	4.9
2	坂ノ尻堤	北田58-28	〃	〃	4,000	3.5
3	島田堤	佐田43-15	佐田区	佐田区長	7,500	5
4	萩野谷3号堤	佐田	田辺かず子	田辺かず子	5,000	3
5	堅谷堤	佐田140	〃	〃	1,000	0.8
6	由利ヶ谷堤	佐田79	〃	〃	300	2.2
7	防ヶ谷1号堤	佐田90-5-1	田辺政夫	田辺政夫	200	1.3
8	〃 2号堤	佐田90-8	永井智海	永井智海	130	0.3
9	〃 3号堤	佐田	中野完治	中野完治	200	3.2
10	坂丸堤	佐田95-1	佐田区	佐田区長	7,500	7.5
11	(佐田1号堤)	佐田113-1-2	〃	〃	39,000	6.2
12	(佐田2号堤)	佐田97-3-1	〃	〃	6,000	7.9
13	(東谷堤)	太田56-7	太田区	太田区長	24,000	5.2
14	(西谷堤)	太田23-1	〃	〃	26,000	7.5
15	城山堤	山上80-7	石丸重信	石丸重信	1,000	3.9
16	(坂尻堤)	坂尻30-4	坂尻農家組合	組合長	35,000	1.8
17	坂本堤	佐柿2-43	佐柿区	佐柿区長	21,000	4.1
18	大谷原堤	新庄109-9	新庄土地改良区	理事長	2,000	2.3
19	山上堤	山上	山上区	山上区長	12,000	2.0

資料 2 - 6 農業関係一覧表

(令和3年12月現在)

耕 地 面 積		農 家 数	
区分	面積 (ha)	区 分	戸 数
田	775	内 男子生産年齢人口のいる世帯	7
普通畑	66	専 業 農 家	43
樹園地	7	第一種兼業農家	23
牧草地	2	第二種兼業農家	228
計	850		
区分	面積 (ha)		
稲	496		
麦	大麦	18	
	小麦	—	
大豆		3	
野菜	スイカ	0.4	
	大根	0.2	
果樹	梅	4	
	梨	—	

資料 2 - 7 保安林一覧表

(令和4年4月現在)

	水源涵養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	潮害防備	なだれ防止	魚つき	保健保安林	計
面積 (ha)	6,001	121	31	14	18	185	211	6,581

3 災害危険箇所関係

資料3-1 砂防指定河川（砂防指定地）一覧表

（平成29年4月現在）

水系 級数	河川名			所在地 字名	告示番号	告示年月日	面積 (ha)
	水系名	河川名	溪流名				
2	耳川	耳川	栗柄谷川	新庄	建告 75号	S33. 1. 18	13. 07
〃	〃	横谷川	横谷川	〃	建告2028号	S34. 10. 23	12. 94
〃	〃	奥谷川	耳谷川	〃	建告2029号	S34. 10. 23	1. 49
〃	太田川	太田川	太田川	太田 山上	建告2540号	S36. 11. 7	12. 92
〃	耳川	耳川	馬助谷川	新庄	建告2747号	S36. 12. 8	0. 842
3	寺山谷川	寺山谷川	寺山谷川	早瀬	建告1412号	S37. 6. 19	14. 84
〃	その他	〃	〃	〃	建告1411号	S37. 6. 19	8. 82
〃	〃	丹生大川	丹生大川	丹生	建告3170号	S37. 12. 22	7. 35
〃	〃	越地川	越地川	菅浜	建告3170号	S37. 12. 22	15. 79
〃	〃	金瀬川	金瀬川	太田 佐田	建告3170号	S37. 12. 22	16. 46
2	耳川	耳川	吉城川	宮代 和田	建告1869号	S39. 7. 28	16. 46
2	早瀬川	宇波西川	上野川	気山 上瀬	建告3121号	S41. 9. 9	5. 57
2	耳川	横谷川	奥谷川及び支川	新庄	建告1177号	S42. 3. 31	28. 23
〃	〃	耳川	山子谷川及び支川	佐野	建告3895号	S42. 11. 21	6. 71
〃	〃	耳川	岸名川及び支川	新庄	建告3895号	S42. 11. 21	4. 11
〃	その他	越地川	中原川及び支川	菅浜	建告 183号	S43. 2. 14	10. 60
3	その他	金瀬川	金瀬川及び真谷川	太田	建告1011号	S45. 7. 3	3. 11
2	耳川	耳川	能登又谷川、奥一ノ谷川 及び大日川	新庄	建告1056号	S46. 6. 24	34. 20
3	その他	奥丈川	奥丈川及び翔原川	北田	建告2050号	S46. 12. 17	19. 99
2	馬背川	馬背川	馬背川及び落合谷川	竹波	建告2050号	S46. 12. 17	22. 07
〃	〃	〃	杳見谷川	〃	建告2050号	S46. 12. 17	7. 78
〃	耳川	能登又谷川	小杉原川	新庄	建告2050号	S46. 12. 17	2. 15
〃	早瀬川	観音谷川	観音谷川	早瀬	建告2188号	S47. 12. 27	6. 55
〃	耳川	耳川	雲谷川及び南谷川	佐野	建告 395号	S48. 3. 2	13. 50
〃	〃	〃	吉城川	宮代	建告1932号	S48. 9. 12	1. 20
〃	〃	立町川	立町川、西谷川及び上山川	佐柿	建告 84号	S49. 1. 25	7. 81
〃	〃	奥谷川	三ッ又川	新庄	建告 84号	S49. 1. 25	2. 08

水系 級数	河 川 名			所在地 字名	告示番号	告示年月日	面積
	水系名	河川名	溪流名				
3	その他	越地川	越地川、狼谷川及び緑谷川	菅浜	建告 336号	S52. 3. 16	14. 29
〃	〃	阿弥陀川	阿弥陀川	丹生	建告 336号	S52. 3. 16	9. 39
〃	〃	金瀬川	押川谷川	佐田	建告 857号	S54. 4. 14	10. 08
2	馬背川	馬背川	社免川	竹波	建告1003号	S56. 5. 21	5. 40
〃	〃	〃	中道川	〃	建告1003号	S56. 5. 21	8. 46
3	その他	金瀬川	大早稲谷川	佐田	建告1061号	S56. 5. 21	5. 93
2	耳川	横谷川	三ッ又川	新庄	建告 532号	H元. 3. 7	0. 27
〃	〃	耳川	麻生川	麻生	建告2064号	H 4. 12. 25	26. 29
	〃		五十谷川		建告2111号	H 5. 11. 18	
	早瀬川	久々子湖	大谷川		建告2239号	H 6. 11. 22	
	〃		大谷川		建告1446号	H11. 7. 2	
	耳川	耳川	北庄川		建告1448号	H11. 7. 2	
	〃		五十谷川		建告1446号	H11. 7. 2	
	早瀬川		大谷川		建告2021号	H12. 10. 18	
	その他	大谷川	猪谷川		国交告 233号	H13. 3. 16	
	〃		栩原川		国交告1698号	H13. 12. 5	
	耳川		麻生川及び北庄川		国交告 117号	H14. 3. 1	
	その他		奥丈川		国交告 903号	H14. 10. 22	
		水上川	水上川		国交告 18号	H15. 1. 10	
	耳川		能登又谷川		国交告 41号	H16. 1. 28	
	〃		北庄川	麻生	国交告 937号	H16. 8. 12	

資料3-2 海岸保全区域一覧表

(国土交通省所管分)

(令和4年4月現在)

海岸名	地区 海岸名	保 全 区 域	指定延長 (m)	面積 (㎡)
美 浜	竹 波	自 美浜町丹生66 川坂山5-2 至 " 菅浜132 城ヶ崎5-4	5,472	291,180
美 浜	佐 田	自 美浜町山上23 川尻4 至 " 菅浜100 南所13	4,675	338,006
美 浜	久々子	自 美浜町久々子47 弁天1 至 " 和田6 上ヶ浜18-3	3,767	317,065

資料3-3 漁港海岸保全区域一覧表

(水産庁所管分)

(令和4年4月現在)

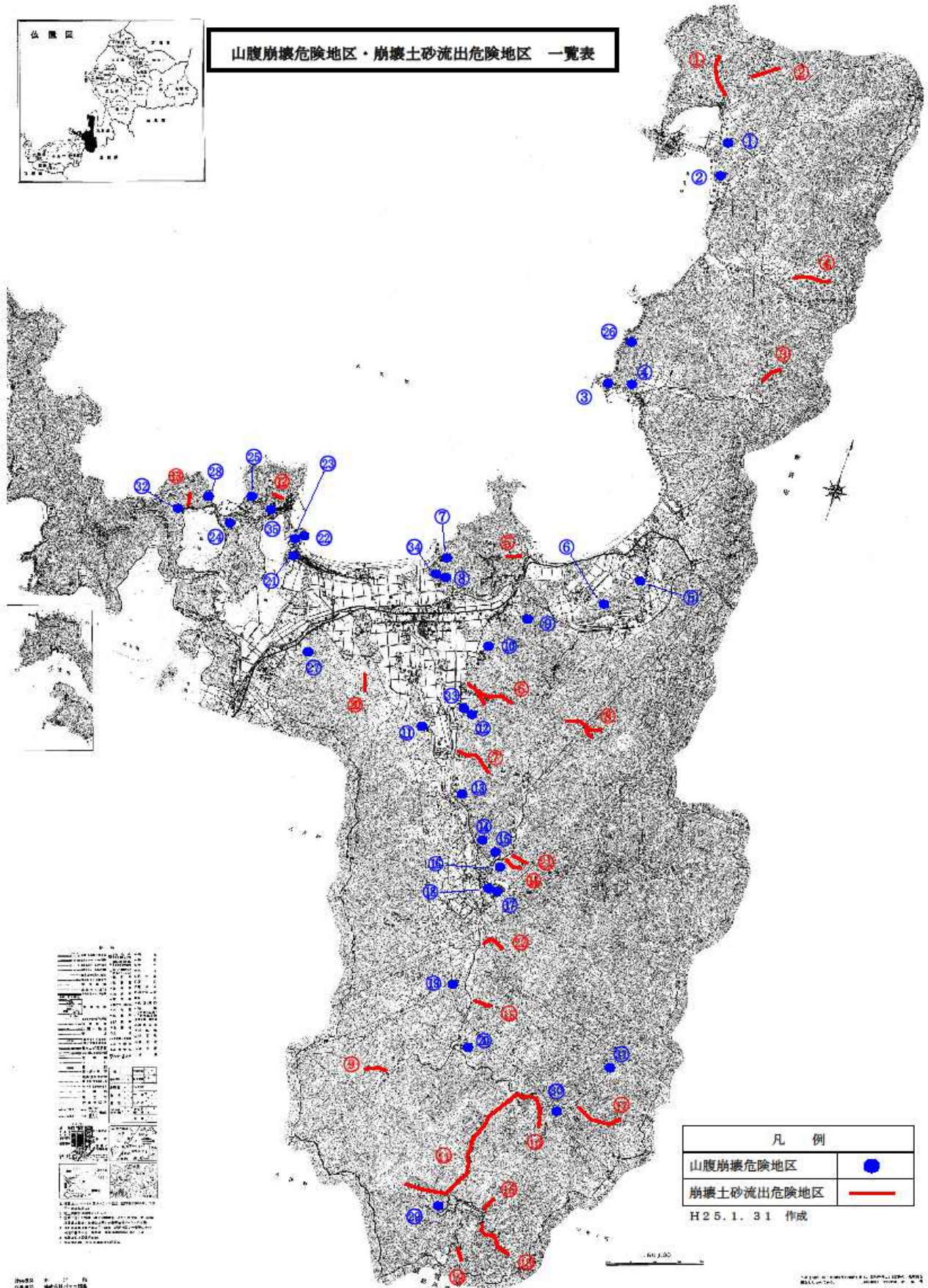
海岸名	地区 海岸名	海岸 管理者	指定年月日	告示番号	指定延長 (m)	面積 (㎡)
日 向	日 向	福 井 県	H18.12.26	996	1,311.2	133,600
早 瀬	早 瀬	"	H18.12.26	995	690	125,640
坂 尻	坂 尻	美 浜 町	S62.7.3	735	1,040	185,000
菅 浜	菅 浜	"	S56.2.10	88	910	134,000

資料3-4 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

(平成29年4月現在)

区 域 名	所 在 地	指定年月日	告示番号	指定地面積 (ha)
長 兵 谷	美浜町日向	S46. 7. 30	636	4. 99
日 向	美浜町日向	S47. 2. 12 S56. 9. 16	118 870	7. 39
村 上 山	美浜町和田	S47. 9. 1	802	2. 28
村上山第2	美浜町和田	S52. 2. 28	127	3. 28
寺 松 谷	美浜町丹生	S47. 9. 1	802	11. 00
塩ヶ崎谷	美浜町菅浜	S47. 9. 1	802	1. 19
坂 の 尻	美浜町竹波	S48. 12. 26	1043	1. 78
池 の 山	美浜町竹波	S52. 2. 28	127	2. 76
石 坂 山	美浜町早瀬	S54. 4. 24	377	1. 78
実 山	美浜町久々子	S63. 3. 24	188	0. 68
寄 積	美浜町新庄	H12. 3. 17	232	0. 62
寄 積 第 2	美浜町新庄	H15. 10. 17	633	1. 92
浜	美浜町日向	H23. 3. 4	90	2. 79
久 々 子	美浜町久々子	H24. 3. 23	118	3. 18
西	美浜町日向	H25. 1. 25	32	0. 74

資料 3-5 山地災害危険地区一覽表



1. 山腹崩壊危険地区一覧表

(平成29年4月現在)

地区 番号	位 置		面積 (ha)	保 全 対 象			治山 実施 状況	保安 林 状況
	大字	字		人家(戸)	公共施設	その他		
1	丹生	62号字丹場山	4	—	2	—	既成	—
2	〃	66号字落合	1	1	—	—	無	—
3	菅浜	132号字城ヶ崎	1	4	—	—	無	—
4	〃	131号字カマノ上	1	5	—	県道	無	—
5	佐田	147号字池の脇	1	1	—	—	無	—
6	山上	109号字深谷	1	1	—	—	無	—
7	和田	31号字柳ヶ谷	1	—	2	—	無	—
8	〃	56号字先祖山	1	—	2	—	無	—
9	佐柿	78号字上山	4	—	1	—	既成	—
10	麻生	45号字居城山	2	6	1	町道	無	—
11	佐野	87号字穴谷	2	2	1	—	無	—
12	五十谷	17号字北ノ山	1	1	1	—	無	—
13	寄戸	23号字下り藤	7	1	—	県道	無	土崩
14	新庄	220号字太鼓山、221号字女児谷	4	3	—	県道	無	—
15	〃	222号字向谷	5	2	—	—	無	—
16	〃	235号字八幡上、236号字小谷	3	11	1	町道	無	—
17	〃	66号字峠・260号字奥黒丸	1	10	1	町道	無	なだれ
18	〃	261号字片山	2	25	1	県道	無	—
19	〃	189号字白崩	1	3	—	—	無	土流
20	〃	松屋大洞	1	3	—	—	無	—
21	久々子	78号字飯切山	1	6	2	—	無	潮害
22	〃	78号字飯切山	1	4	—	—	無	潮害
23	早瀬	78号字飯切山	1	2	—	県道	無	魚つき
24	日向	67号字笹谷口、68号字参理名	1	4	—	県道	無	—
25	〃	69号字白壁	2	7	—	—	無	—
26	菅浜	133号字長谷山	6	—	—	県道	無	—
27	大藪	48号字上の谷	2	6	—	—	無	—
28	日向	72号字沖の瀬	7	—	1	—	既成	土崩
29	新庄	279号字栗柄谷	4	—	—	林道	一部既成	水かん

地区 番号	位 置		面積 (ha)	保 全 対 象			治山 実施 状況	保安 林 状況
30	〃	226号字湯の花	5	—	—	林道	一部既成	水かん
31	〃	274号字ヲリト	6	—	—	林道	一部既成	水かん
32	日向	50号字岩嶽	3	26	—	町道	無	—
33	安江	11号字鳥ノ山	2	6	—	町道	無	—
34	和田	56号字先祖山	2	—	—	町道	無	—
35	早瀬	52号字石坂	4	10	—	県道	既成	土流

2. 崩壊土砂流出危険地区一覧表

(平成25年1月現在)

地区 番号	位 置		面積 (ha)	保 全 対 象			治山 実施 状況	保安林 状況
	大字	字		人家(戸)	公共施設	その他		
1	丹生	64号字寺松	0.72	1	1	—	一部既成	—
2	〃	63号字二ツ坂	0.60	—	—	県道	無	—
3	菅浜	125号字越地	0.84	—	—	農道	一部既成	水かん
4	竹波	88号字落合	1.80	—	—	町道	無	—
5	坂尻	12号字古堂	0.24	22	—	町道	無	—
6	宮代	49号字北の坂	1.80	27	2	—	無	—
7	寄戸	18号字大溪山	0.96	5	1	県道	一部既成	土流
8	新庄	227号字峠谷	2.88	14	2	—	無	水かん
9	〃	284号字西丸岡	7.20	10	—	県道	一部既成	水かん
10	〃	277号字割谷	1.50	—	—	林道	一部既成	水かん
11	〃	279号字栗柄谷	12.00	6	1	林道	一部既成	水かん
12	早瀬	51号字寺山	0.24	30	2	—	無	—
13	日向	49号字鳥越、50号字岩嶽鐘	0.24	40	—	町道	無	—
14	新庄	234号字奥耳谷	0.36	20	—	県道	無	—
15	〃	268号字奥足谷	0.84	8	—	県道	一部既成	水かん
16	〃	278号字石庭嶽	0.66	—	—	林道	一部既成	水かん
17	〃	275号字折戸谷(ウツロ谷)	1.26	—	—	林道	既成	水かん
18	〃	278号字石庭嶽(カマの谷)	3.06	—	—	林道	一部既成	水かん
19	〃	279号字栗柄谷(ハイトコ)	0.45	—	—	林道	無	水かん
20	松原	49号字奥地壊	0.60	—	1	—	既成	土流
21	新庄	234号字奥耳谷	0.75	20	—	町道	一部既成	水かん
22	〃	264号字奥崩レ谷	1.80	1	—	県道	既成	水かん

資料3-6 地すべり防止区域一覧表

(平成28年4月現在)

番号	所轄土木事務所	所在地	指定地名	告示年月日	告示番号	面積(ha)
10	敦賀	美浜町丹生	丹生	S40. 9. 7	2561	15.10

資料3-7 雪崩危険箇所一覧表

(国土交通省)

(平成25年1月現在)

番号	箇所名	位置 (地区名)	番号	箇所名	位置 (地区名)
1	長尾山(1)	丹生	23	長兵谷	日向
2	長尾山(3)	〃	24	橋坂	〃
3	長尾山(4)	〃	25	菅浜	菅浜
4	坂ノ尻(1)	竹波	26	佐田(1)	佐田
5	坂ノ尻(2)	〃	27	日向(1)	日向
6	カマノ上(1)	菅浜	28	早瀬(2)	早瀬
7	塩ヶ崎(1)	〃	29	早瀬(3)	〃
8	カマノ上(3)	〃	30	早瀬(4)	〃
9	塩ヶ崎(2)	〃	31	久々子(2)	久々子
10	古堂	坂尻	32	佐野	上野
11	柳ヶ谷	和田	33	小倉(1)	小倉
12	祈方谷	宮代	34	佐柿(1)	佐柿
13	八幡上	新庄	35	五十谷(1)	五十谷
14	片山	〃	36	寄戸(1)	寄戸
15	浅ヶ瀬(1)	〃	37	田代	新庄
16	松屋	〃	38	浅ヶ瀬(2)	〃
17	洪水山(1)	郷市			
18	久々子(1)	久々子			
19	実山	〃			
20	早瀬(1)	早瀬			
21	堂ノ奥	日向			
22	笹田口	〃			

資料3-8 なだれ発生危険箇所一覧表

(農林水産省林野庁)

(平成25年1月現在)

番号	地係	保全対策		治山実施 状況	保安林 指定状況
		人家	その他		
348	新庄(女兒谷)	2	道路 900(m)	—	—

4 危険物関係

資料4-1 危険物施設数一覧表

(令和4年4月現在)

	製造所等の別							
	1類	2類	3類	4類	5類	6類	混在	計
製造所	0	0	0	0	0	0	0	0
貯蔵所	0	0	0	48	0	0	0	48
取扱所	0	0	0	22	0	0	0	22

資料4-2 危険物の類別危険性

種別	危険性・注意事項	災害予防・消火方法
1 酸化性固体	可燃物の接触混合・分解促進物との接近・危険な過熱・衝撃摩擦・過酸化物は水との接触。	酸化剤の分解をとめることが必要。消火は困難な場合が多く大量注水。延焼防止に重点。
2 可燃性固体	酸化剤との接触・混合・炎・高温体と接近・過熱・金属粉は水・酸との接触。	比較的低温着火・有毒ガス発生による中毒防止。大量注水が有効。
3 自然発火性 禁水性物質	水との接触により発熱・爆発危険。	禁水性の危険物・容器の破損防止。適当な消火方法なし。管理の徹底が必要。
4 引火性液体	極めて引火しやすい。炎・火花・高温体との接近注意。一般に水より軽く水にとけにくい。	引火点以下に保持。液体の漏えい防止。空気遮断・不燃性ガスによる消火。
5 自己反応性 物質	酸素含有の自己燃焼物質。炎・火花・高温体との接近。過熱・衝撃・摩擦。	自然発火の防止。燃焼速度が極めて速い。大量注水。
6 酸化性液体	可燃物との接触・分解促進・一般に強酸又は強酸化剤である。	容器の破損・漏えいによる災害防止。大量水で希釈。

資料４－３ 石油類販売業者一覧表

(令和4年4月現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
今 村 石 油	河原市18-10-1	32-1363
沢 井 石 油 店	佐田38-8-2	38-1504
若狭自動車サービスセンター	佐田41-28-1	38-1424

資料４－４ LPガス販売業者一覧表

(令和4年4月現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福井県農業協同組合みはま支店	河原市19-12	32-1134
(株)ガスショップヤサカ	郷市23-11	32-1600
イワタニ北陸(株)美浜営業所	木野25-2-2	32-1312

資料４－５ 毒物劇物販売業者数一覧表

(令和4年4月現在)

毒物劇物販売業者			毒物劇物 製造業	毒物輸入	電気メッキ 業者	熱処理 金属	計
一般	農業用	特定品目					
1	1	0	1	0	0	0	5

一般：関電プラント(株)

農業用：JA福井美浜支店

製造業：関電原子力事業本部

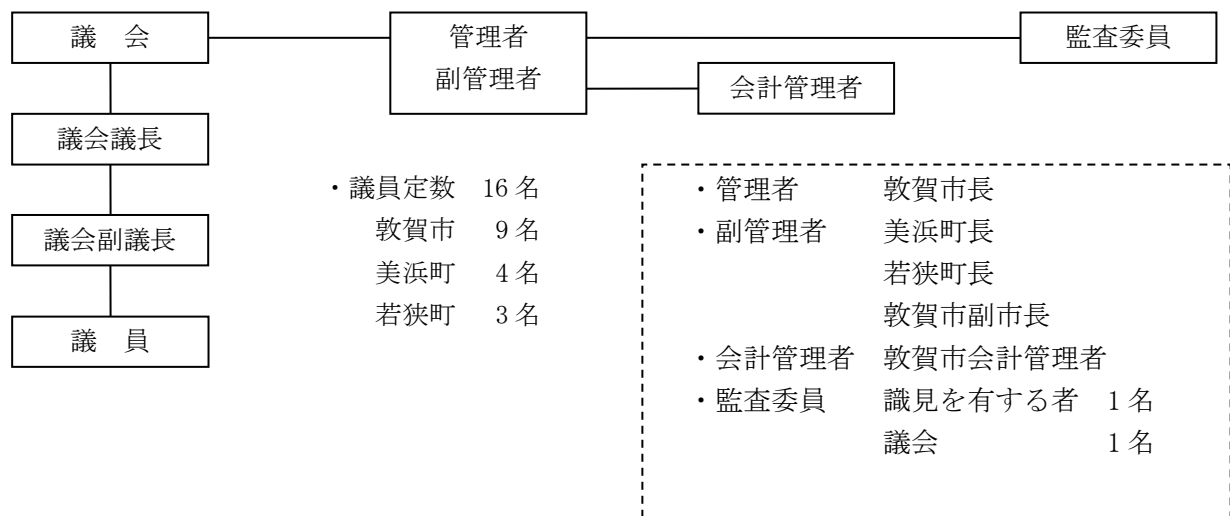
5 消防・水防関係

資料5-1 消防組合の組織

(令和4年4月現在)

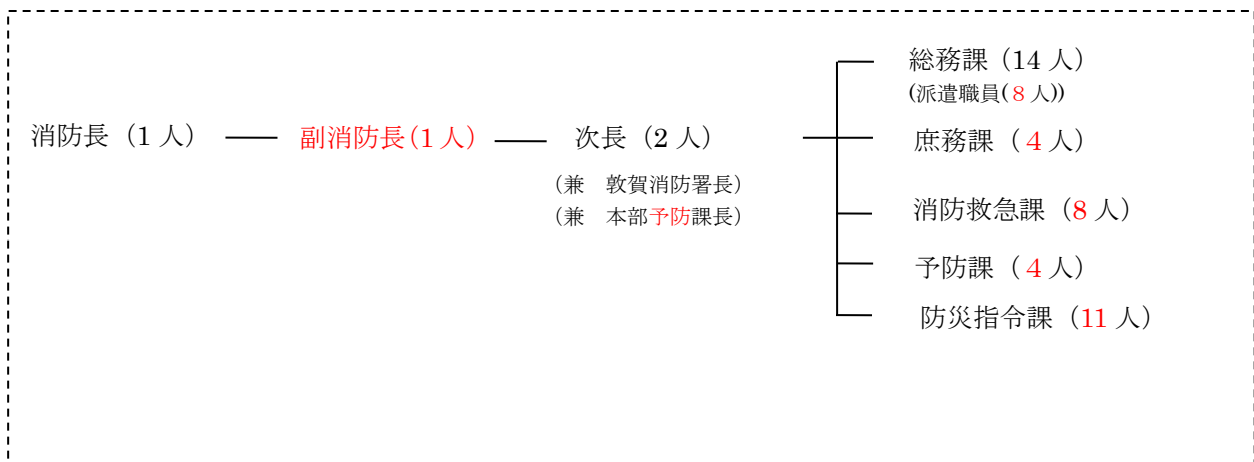
敦賀美方消防組合は、一市二町で消防事務を共同処理する一部事務組合で、敦賀市に消防本部・署を設置し、美浜町及び若狭町（旧三方地区）に消防署、敦賀市東部に分署を設置している。一方非常備消防については、構成市町ごとに消防団を編成し、敦賀美方消防協会の下、消防団相互の円滑な運営体制を構築している。

○消防組合

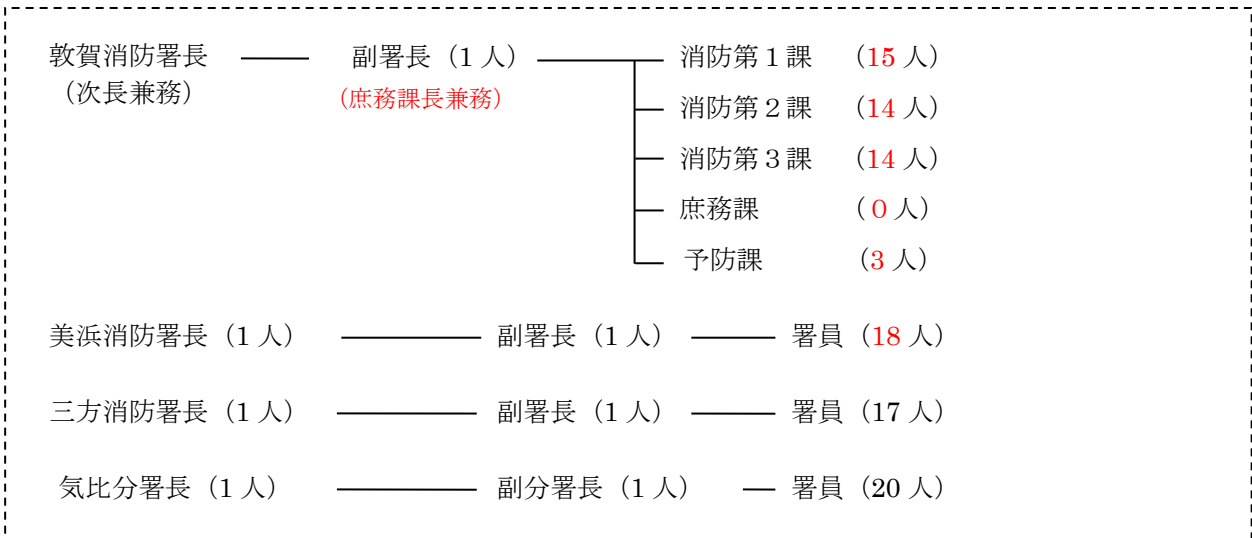


○消防本部・署の組織（条例定数 156人、実数 153人）

（消防本部 45人）

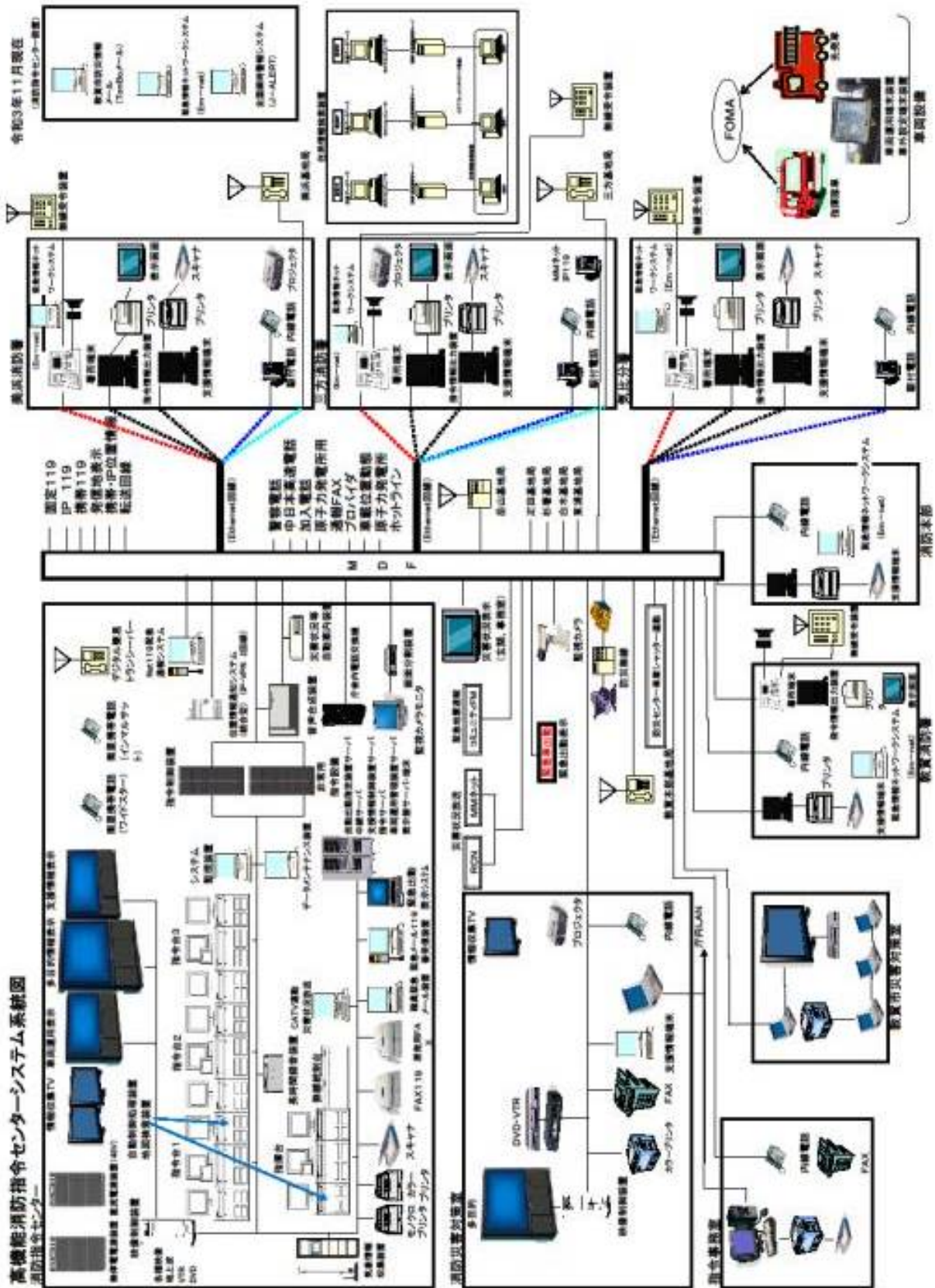


(消防署 108人)



○消防団組織 (条例定数 769人)

敦賀消防団	団長 (1人)	副団長 (2人)	分団長 (8人)	団員 (259人)
美浜消防団	団長 (1人)	副団長 (1人)	分団長 (4人)	団員 (231人)
三方消防団	団長 (1人)	副団長 (1人)	分団長 (4人)	団員 (224人)



資料5-3 消防車両配置状況一覧表

(令和4年4月現在)

車両区分 所属別	ポンプ自動車		特殊消防自動車等						その他車両							消防車両合計	小型動力ポンプ
	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学車	救助工作車	梯子車	支援車	小型動力ポンプ付水槽車	救急車	指揮車	指令車	査察広報車	広報車	資機材運搬車	マイクローバス	小型動力ポンプ付積載車		
敦賀消防署	1	2		2	2	1	1	4	1	2	2	3	2	1		24	2
気比分署	1		1					1		1			1	1		6	1
美浜消防署		1	1					1		2			1			6	2
三方消防署	1	1						1		2			1			6	1
小計	3	4	2	2	2	1	1	7	1	7	2	3	5	2		42	6
敦賀消防団	13														8	21	1
美浜消防団	7														12	19	
三方消防団	3														11	14	4
小計	23														31	54	5
合計	26	4	2	2	2	1	1	7	1	7	2	2	5	2	31	96	11

資料5-4 消防団の状況一覧表

(令和4年4月現在)

区分	階級別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
	敦賀 消防団	団長・副団長	1	2					
気比分団				1	1	3	5	24	34
松原分団				1	1	3	3	25	33
西浦分団				1	1	3	3	22	30
東浦分団				1	1	3	6	20	31
東郷分団				1	1	3	6	21	32
中郷分団				1	1	2	3	15	22
愛発分団				1	1	2	4	24	32
栗野分団				1	1	3	6	18	29
女性活動班							1	8	9
機能別班								15	15
小計		1	2	8	8	22	37	192	270
定員		1	2	8	8	22	36	218	295
美浜 消防団		団長・副団長	1	1					
	第1分団			1	1	3	3	13	21
	第2分団			1	1	9	8	71	90
	第3分団			1	1	5	7	52	66
	第4分団			1	1	5	6	38	51
	女性活動班					1	1	5	7
	小計	1	1	4	4	23	25	179	237
	定員	1	1	4	4	23	26	182	241
三方 消防団	団長・副団長	1	1						2
	本部分団			1	1	1	2	12	17
	第1分団			1	1	3	8	55	68
	第2分団			1	1	2	8	61	73
	第3分団			1	1	2	6	53	63
	女性活動班						1	6	7
	小計	1	1	4	4	8	25	187	230
	定員	1	1	4	4	8	24	191	233
合計	3	4	16	16	53	87	558	737	
定員	3	4	16	16	53	85	592	769	

資料5-5 災害出場計画

(令和4年4月現在)

出動地区	出動区分	出 動 隊									
		美浜 消防署	三方 消防署	敦賀 消防署	第1 分団	第2 分団	第3 分団	第4 分団	三方 消防団	敦賀 消防団	出場 隊数
東	第1出場	1		4	1	4					10
	第2出場										
	第3出場										
耳	第1出場	1	1	3	1		4				10
	第2出場										
	第3出場										
西	第1出場	1	1	3	1			4			10
	第2出場										
	第3出場										

資料5-6 美浜消防団出場基準（火災出動基準）及び出場計画

出動区分	対象	出動消防隊
第1出場	・火災を覚知したとき	第1分団（1ヶ小隊） 火災発生管轄区域分団の車両部隊
第2出場	・火煙を認めたとき ・異常気象状態のとき	指定する消防隊
第3出場	・火災が延焼拡大し、大火の様相を呈したとき	指定する消防隊
特命出場	・火災の状況により、特に指定する消防隊を出場させるとき	指定する消防隊
警戒出場	・火災と紛らわしい通報や火災発生の恐れがあると認めるとき	指定する消防隊

資料5-7 美浜地区自衛消防隊の現況一覧表

(事業所)

(令和4年4月現在)

	事業所名	自衛消防隊	設置義務	隊数
1	関西電力(株)美浜発電所	設置	有	2
2	関西電力(株)原子力事業本部	〃	無	1
3	関電美浜発電所安全衛生協議会	〃	〃	1
4	関電プラント(株)美浜事業所	〃	〃	1
5	関電プラント(株)原子力事業本部	〃	〃	1
6	(株)カモコン	〃	〃	1
7	(株)カモコンテック	〃	〃	1
合計				7 事業所

資料5-8 消防水利一覽表

(令和4年4月現在)

集 落 名	消火栓	防 火 水 槽		集 落 名	消火栓	防 火 水 槽	
		有蓋	無蓋			有蓋	無蓋
日 向	36	1		安 江	5	1	
笹 田	6	2		五 十 谷	3		
早 瀬	23	2		寄 戸	3	1	
久 々 子	39	3		興 道 寺	23	3	
松 原	18	1		佐 野	6	1	
金 山	15	4		上 野	7	2	
久 保	4	1		野 口	8	2	
別 所	2			田 代		2	
大 藪	14	1		寄 積		1	
氣 山	13	2		馬 場		1	
郷 市	38	4		浅 ケ 瀬			1
河 原 市	27	3		雲 谷		1	
栄	11	2		奥		1	
南 市	36	3		坂 尻	14	2	
和 田	8	2		山 上	32	7	
木 野	14	2		太 田	22	7	
小 倉	11	3		佐 田	81	11	
佐 柿	27	5		北 田	15	3	
麻 生	8	2		菅 浜		5	1
中 寺	6	1		竹 波		5	
宮 代	10	3		丹 生		1	
東 山	3	1	1	合 計	588	105	3

資料5-9 化学消火剤備蓄状況一覧表

(令和4年4月現在)

種別 署別	空気泡消火薬剤（機械泡消火薬剤）									油処理剤	合計 (ℓ)
	たん白系	水成膜泡		合成界面活性剤泡			水溶性液体用泡	合成系（クラスA泡）		乳化剤	
	たん白泡消火薬剤	メガフォーム F623	サーフウォーター	メガフォーム (AGF)	スーパフォーム	プロフォーム	ライトウォーター (ATC)	ミラクルフォーム	フォスチック	ネオスシーグリーン	
敦賀消防署	0	0	0	160	00	0	0	153	0	26	339
気比分署	0	0	0	340	0	0	0			10	350
美浜消防署	200	380	160		180		0		0	54	974
三方消防署	0	0	0	20	0		0	100	60	50	230
合計	200	380	160	520	180			253	60	140	1893

資料5-10 救助用器具保有状況表一覧表

(その1)

(令和4年4月現在)

品名		署別	敦賀消防署	美浜消防署	三方消防署	気比分署	合計
一般救助用器具	かぎ付はしご		4				4
	二連はしご		1	1	1	1	4
	三連はしご		4	1	2	1	8
	空気式救助マット						0
	救命索発射銃		3				3
	サバイバースリング又は救助用縛帯		13	2	3	3	21
	平担架		3				3
	滑車		10	4	4	3	21
重量物排除用器具	油圧ジャッキ		1	1			2
	油圧スプレッダー		4	1		1	6
	可搬ウインチ		6	2	1		9
	ワイヤーロープ		31	5	9	1	46
	マット型空気ジャッキ一式		4	1	1		6
	大型油圧スプレッダー		3	1	1	1	6
	マンホール救助器具		1				1
	救助用簡易起重機		2				2
	救助用支柱器具						0
	チェーンブロック						0
	ハイジャッキ						0
切断用器具	油圧切断機			1	1		2
	エンジンカッター		4	1	1	1	7
	ガス溶断器						0
	チェーンソー		3	1	2	1	7
	鉄線カッター		11	5	6	5	26
	充電式鉄筋カッター		1				1
	空気鋸		3		1		4
	大型油圧切断機		3	1	1		5
	空気切断機		1				1
コンクリート・鉄線切断用チェーンソー						0	
破壊用器具	万能斧		18	7	3	5	33
	ハンマー		14		2	2	18
	削岩機		1		1		2
	ハンマードリル		2	1	1		4
	携帯用コンクリート破壊器具		2	1		1	4
測定用器具	可燃性ガス測定器(コンビネーション式)		2	1	2	2	7
	有毒ガス測定器		2	1	2	2	7
	酸素濃度測定器		2	1	2	2	7
	放射線測定器		19	2		1	22
	個人線量計		120	40	40	40	240

(その2)

品名		署 別				合計
		敦賀消防署	美浜消防署	三方消防署	気比分署	
呼吸 保護用 器具	空 気 呼 吸 器	60	20	14	17	111
	酸 素 呼 吸 器	2				2
	防 塵 マ ス ク	33	0	24	10	67
	送 排 風 機	2				2
	空気補充用ボンベ	4				4
	エアラインマスク					0
隊員 保護用 器具	安 全 帯	27	5	2	5	39
	耐 電 手 袋	8	3	10	2	23
	耐 電 衣	4				4
	耐 電 ズ ボ ン	4				4
	耐 電 長 靴	4				4
	防 毒 衣					0
	耐 熱 服	7	2	4	0	13
	化 学 防 護 服	28	3	2	2	35
	放 射 線 防 護 服	13	6	5	7	31
	防 塵 メ ガ ネ			8	6	14
	携 帯 警 報 器	5	4	2		11
	防 毒 マ ス ク	12	5	5		22
水難 救助用 器具	潜水用器具一式	13			1	14
	フルフェイスマスク	2				2
	素潜り用具一式	3	8	5		16
	救 命 胴 衣	43	11	20	15	89
	水中用投光器	4				4
	救 命 浮 環	7	4	2	2	15
	浮 標	3				3
	救 命 ボ ー ト	3	1	1	1	6
	水中スピーカー	1				1
	水中無線装置					0
	水 深 計					0
	船 外 機	3	1	1		5
	す ば り	2	2	2	2	8
山岳 救助用 器具	登 山 器 具 一 式	24	20	5		49
	バスケット型担架	4				4
	スノーボード					0
その他 の救助 用器具	投 光 器 一 式	8	3	3	5	19
	携 帯 拡 声 器	18	6	10	5	39
	携 帯 無 線 機	15	7	7	4	33
	応急処置用セット	7	1		2	10
	緩 降 機	4				4
	ロ ー プ 登 降 機	6				6
	車 両 移 動 器 具	3			1	4
	発 電 機	14	5	2	8	29
	誘 導 ロ ー プ 灯	1				1
簡易搬送器具	3	2			5	

(その3)

品名		署 別				合計
		敦賀消防署	美浜消防署	三方消防署	気比分署	
高度 救助用 資機材	画像探索機Ⅰ型	1				1
	画像探索機Ⅱ型	1				1
	地中音響探知機	1				1
	熱画像直視装置	2				2
	夜間用暗視装置	1				1

資料5-11 水防倉庫一覧表

(令和4年4月現在)

河川名	倉庫名	管理者名	所在地	施工年月
耳川	美浜	美浜町	美浜町興道寺	H14.3

資料5-12 水防倉庫資材数量表

(令和4年4月現在)

資材名	計算式	数量
土のう	200枚入り×27袋	5,400枚
むしろ	30袋×20枚	600枚
一輪車		3台
番線	2箱×200本+1巻	400本+1巻
木杭	L=1.2m	600本
つるはし		5本
ひしゃく	17箱×30本	510本
スコップ		50本
かきや		2本
ロープ	50m巻き・100m巻き	8本
ブルーシート	3.6m×5.4m	10枚
ペンチ		3丁
金鋸		5丁

資料5-13 水閘門管理者一覧表

(令和4年4月現在)

河川名	地形	名称	位置	取入口		管理者
				構造	寸法	
日向湖		嵯峨隧道水門	日向	ローラーゲート 3門	H=1.45 B=2.00	美浜町
				ローラーゲート 1門	H=1.45 B=1.10	

6 上下水道関係

資料6-1 水道事業の概要一覧表

(令和4年4月現在)

水道区分	使用開始	計画 給水人口	計画 最大給水量	水源の種別	現在 給水人口	
上水道	昭和50年8月	6,427人	3,681.00m ³	浅井戸	6,072人	
簡易水道	丹生・竹波	昭和53年3月	463	544.00	表流水	293
	菅浜	昭和53年9月	620	515.00	表流水・浅井戸	390
	東部	昭和55年8月	1,640	1,215.00	深井戸	1,525
	新庄	昭和49年3月	543	198.90	湧水	407
飲料水 供給	浅ヶ瀬	昭和49年3月	55	16.50	浅井戸	34
	松屋	昭和49年3月	14	7.40	深井戸	5
	奥	昭和49年3月	30	16.20	浅井戸	8
	雲谷	平成10年4月	28	8.40	深井戸	17

※ 計画給水人口、計画最大給水量は現在認可の数値である。

資料6-2 美浜町給水装置工事業者一覧表

(令和4年4月現在)

指定工事店名	所在地	電話番号
前田設備工業(株)	敦賀市昭和町 1-7-27	23-2174
(株)北陸サーマル	敦賀市若葉町 1-705	22-2122
アドバンスいまい	敦賀市若葉町 1-432-1	22-7718
(有)宮川住設	美浜町佐田 57-37	38-1512
(株)小倉管工	敦賀市公文名 41-38	24-1204
(株)小倉管工 美浜営業所	美浜町大藪 31-7-1	32-0919
(株)金吾設備	美浜町松原 35-3-3	32-0100
イワタニセントラル北陸(株)敦賀支店	敦賀市津内 115-2-11	23-3655
山下設備	美浜町日向 3-1-4	32-2433
(株)桶武製作所	敦賀市昭和町 1-9-17	22-1597
(株)サカイエステック	福井市成和 2-1009-2	0776-30-0255
(株)サンワ設備	敦賀市和久野 27-2	23-3255
江口設備(有)	敦賀市井川 16-6-6	23-0961
正光設備(株)	越前市押田 1-3-8	0778-23-1248

指 定 工 事 店 名	所 在 地	電 話 番 号
(株) 知場プラント	美浜町佐田 44-1-1	38-1355
(有) ムトウ設備	敦賀市野坂 43-1-26	23-8149
(有) 中央設備	敦賀市山泉 5-3-2	23-5502
幸栄産業(株)	敦賀市山泉 73-111-2	21-2111
(有) 橋本設備商会	小浜市遠敷 3-20-10	0770-56-1706
(株) 武田設備	若狭町井ノ口 3-4-1	0770-62-1451
武田工業	美浜町久々子 19-3	32-0591
岡本商店	若狭町横渡 6-27-1	45-1479
藤原商店	若狭町横渡 13-13	45-0702
(有) 住宅設備佐々木	小浜市一番町 4-23	0770-53-2032
川新工業(株)	敦賀市筋生野 26-34-1	25-3065
(株) 中村住設	敦賀市津内町 1-7-6	25-0135
シンコウ建設(株)	美浜町興道寺 1-1-23	32-1662
(株) 武田組	美浜町久々子 60-1-1	32-1166
(有) 前川設備	敦賀市杵見 18-1	24-0100
(有) ウノ電気	若狭町山内 33-16-1	0770-64-1637
貴水管工(株)	福井市西学園 3 丁目 413	0776-35-8005
(株) 吉田組	美浜町郷市 24-4-5	32-0079
中内設備	敦賀市松島町 26-28	21-0440
(株) 崎元組	美浜町南市 6-9-2	32-0547
青池設備	若狭町藤井 51-22	45-2055
(有) 赤崎設備	敦賀市余座 9-5-1	22-5866
ミノルエンジニアリング(株)	敦賀市昭和町 1-17-10	23-8988
(株) ササキ商店	敦賀市松島町 2-7-27-1	22-1903
北山工業(株)	美浜町松原 30-7-2	32-0745
さかえ工業	小浜市駅前町 15-10	0770-52-2250
(株) 北陸アロー機器	福井市宝永 2-2-26	0776-24-2640
(株) 増田空調	敦賀市曙町 3-5	22-5110
(有) ミュートス	敦賀市市野々 19-7-1	23-4857
(有) 山田建築店	若狭町倉見 27-35	45-1724
山二工業(株)	大野市春日 161-12-1	0779-65-5231
小浜上田建材(株)	小浜市和九里 9-1-8	0770-56-1010
(株) ウッドフィール	越前町織田 153-1	0778-36-0017

指 定 工 事 店 名	所 在 地	電 話 番 号
(有)インテリア総合建築	敦賀市津内町 2-10-7	25-3023
(有)新洋興業	敦賀市若葉長 3-1261	21-3088
三島設備	小浜市遠敷 10-501	56-3423
(株)ハナマル設備	おおい町万願寺 4-10	77-2287
(株)イースマイル	石川県金沢市金市町二 15-5	0120-123-456
山中金物店	若狭町三方 31-50	45-0056
(株)サン設備	敦賀市元町 16-19	0770-22-0012
(株)アクアライン	広島市中区上丁堀 8-8 第1ウエノヤビル 6F	082-502-6640
宇野設備	若狭町脇袋 15-3	0770-62-1086
(株)創永ホーム設備	福井市問屋町 4丁目 1101	0776-236433
森下建材(有)	小浜市千種 1丁目 3 - 26	0770-53-2643
(有)インド設備	若狭町下吉田 25-2-3	0770-62-0123
三谷設備(株)	福井市豊島 1-3-1	0776-20-3440
村松設備	小浜市雲浜 1丁目 5-37	52-3750
(株)テイク	美浜町河原市 31-8-2	32-6029
八木設備	美浜町郷市 20-10-4	—
(株)シンエイ	大阪市中央区谷町 2-4-3 アイエスビル 9F	06-6944-7797
(有)中野商事	敦賀市元町 19-25	22-1133

資料 6 - 3 公共下水道等事業概要一覧表

(令和4年4月現在)

区分	供用開始	整備面積 (整備率)	全体計画 処理人口	水処理 方式	処理能力 (日最大)	水洗化人口 (水洗化戸数)	水洗化率
公共下水道 (分流式)	平成7年 4月	332.7ha (100%)	5,700人	オキシデー ションディ ッチ法	4,000 m ³ /日	5,005人 (2,485戸)	81.9%

資料6-4 集落排水処理事業一覧表

(令和4年4月現在)

対象集落名	事業期間	供用開始	事業名	加入戸数
竹波	S62～H2	H3.4	農村総合整備モデル事業	38戸
佐田	H元～H6	H7.4	農村総合整備モデル事業	298戸
山上	H2～5	H6.4	農業集落排水処理事業	141戸
太田	H8～11	H12.4	農業集落排水処理事業	77戸
北田	H11～12	H13.4	農業集落排水処理事業	48戸
新庄	H16～21	H22.4	農業集落排水処理事業	172戸
丹生	S58～60	S62.4	漁業集落排水処理事業	87戸
日向	S60～H元	H3.4	漁業集落排水処理事業	218戸
菅浜	S63～H3	H5.4	漁業集落排水処理事業	146戸

資料6-5 美浜町排水設備指定工事店一覧表

(令和4年4月現在)

指定工事店名	所在地	電話番号
(株)金吾設備	美浜町松原 35-3-3	32-0100
イワタニセントラル北陸(株)敦賀支店	敦賀市津内 115-2-11	22-3655
(株)北陸サーマル	敦賀市若葉町 1丁目 705	22-2122
(有)宮川住設	美浜町佐田 57-37	38-1512
(有)ミュートス	敦賀市市野々町1丁目 605	23-4857
山下設備	美浜町日向 3-1-4	32-2433
(有)ウノ電気	若狭町山内 33-16-1	0770-64-1637
(有)山田建築店	若狭町倉見 27-35	45-1724
(株)小倉管工美浜営業所	美浜町大藪 31-7-1	32-0919
川新工業(株)	敦賀市筋生野 26-34-1	25-3065
(株)知場プラント	美浜町佐田 44-1-1	38-1355

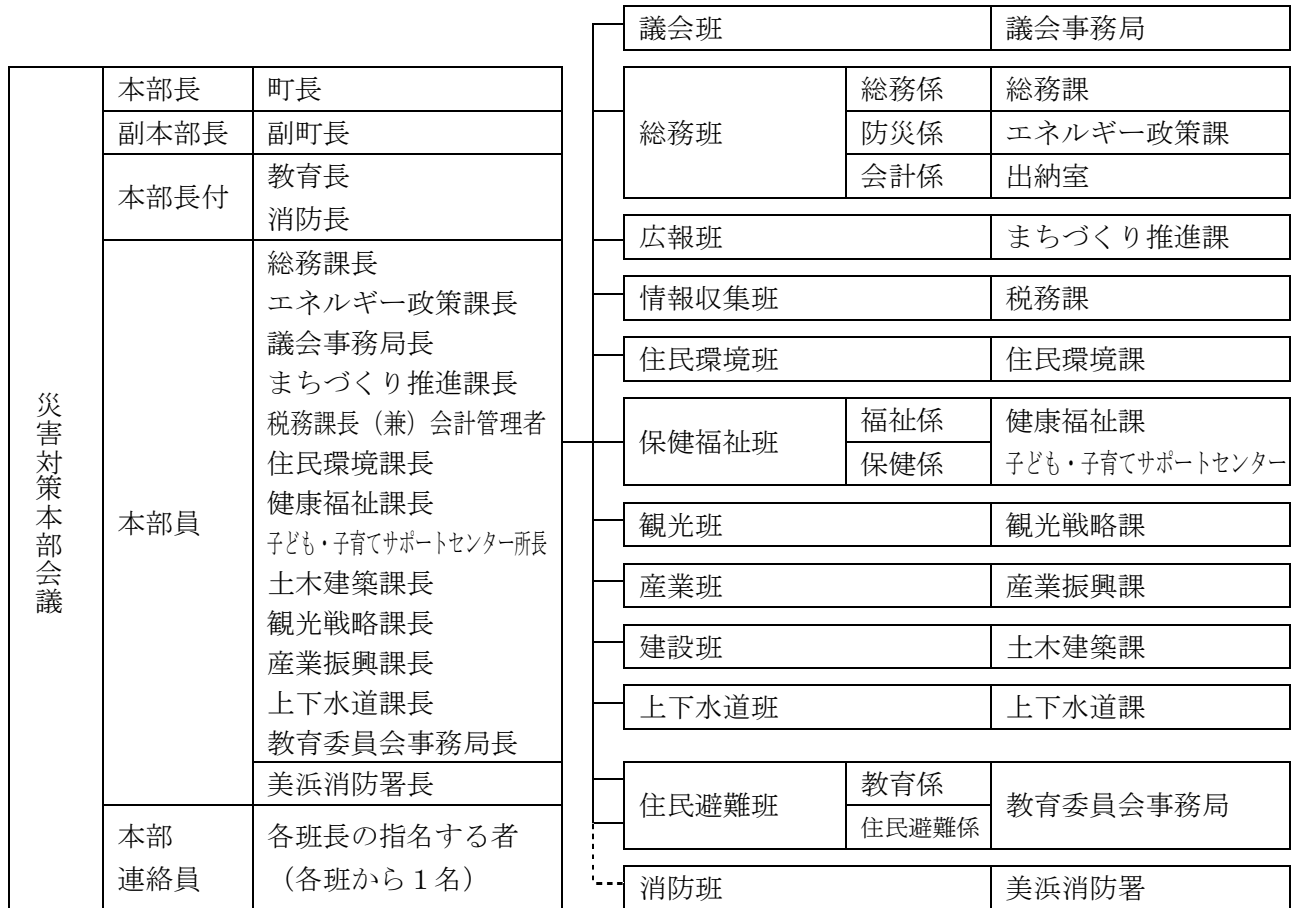
指定工事店名	所在地	電話番号
シンコウ建設(株)	美浜町興道寺 1-1-23	32-6960
(有)ムトウ設備	敦賀市野坂 43-1-26	23-8149
江口設備(有)	敦賀市井川 16-6-6	23-0961
(株)サンワ設備	敦賀市和久野 27-2	23-3255
前田設備工業(株)	敦賀市昭和町 1-7-27	23-2174
(有)橋本設備商会	小浜市遠敷 3-205-10	0770-56-1706
さかえ工業	小浜市駅前町 15-10	0770-52-2250
(株)中村住設	敦賀市津内町 1-7-6	25-0135
(株)北陸アロー機器	福井市西開発 3 丁目 301-10	0776-24-2640
アドバンスいまい	敦賀市若葉町 1-432-1	22-7718
武田工業	美浜町久々子 19-3	32-0591
(株)鴨商事	美浜町久々子 54-9	32-0239
(有)中央設備	敦賀市山泉 5-1-15	23-5502
(株)増田空調	敦賀市曙町 3-5	22-5110
藤原商店	若狭町横渡 13-13	45-0702
(株)桶武製作所	敦賀市昭和町 1-9-17	22-1597
(有)住宅設備佐々木	小浜市一番町 4-23	0770-53-2032
中内設備	敦賀市松島町 26-28	21-0440
(株)武田組	美浜町久々子 60-1-1	32-1166
(株)崎元組	美浜町南市 6-9-2	32-0547
青池設備	若狭町藤井 51-22	45-2055
(株)吉田組	美浜町郷市 24-4-5	32-0079
ミノルエンジニアリング(株)	敦賀市昭和町 1-17-10	23-8988
(株)ササキ商店	敦賀市松島 2 丁目 7-27-1	22-1903
小浜上田建材(株)	小浜市和久里 9-1-8	0770-56-1010
(有)インテリア総合建築	敦賀市津内町 2 丁目 10-7	25-3023
貴水管工(株)	福井市西学園 3-413	0776-35-8005
(株)ハナマル設備	おおい町万願寺4-10	0770-77-2287
山中金物店	若狭町三方 31-50	45-0056
(株)サン設備	敦賀市元町 16-19	22-0012

指 定 工 事 店 名	所 在 地	電 話 番 号
幸栄産業(株)	敦賀市山泉73-111-2	21-2111
正光設備(株)	越前市押田1丁目3-8	0778-23-1248
(株)武田設備	若狭町井ノ口3-4-1	0770-62-1451
宇野設備	若狭町脇袋15-3	0770-62-1086
森下建材(有)	小浜市千種1丁目3-26	0770-53-2643
(有)イシド設備	若狭町下吉田25-2-3	0770-62-0123
三谷設備(株)	福井市豊島1丁目3-1	0776-20-3440
村松設備	小浜市雲浜1丁目5-37	0770-52-3750
八木設備	美浜町郷市20-10-4	
中野商事	敦賀市元町19-25	0770-22-1133

7 活動組織関係

資料7-1 美浜町災害対策本部の組織図

(令和3年4月現在)



資料7-2 美浜町災害対策本部の事務分掌

(令和4年4月現在)

班名 (担当課)	係名	事務分掌
共通事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関する事。 2 班関連の情報の収集及び災害記録に関する事。 3 所管施設の避難所の管理・運営、避難者の収容に関する事。 4 所管施設の被害状況の把握及び応急対策に関する事。(指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査すること。) 5 陸上における救救出対策の協力に関する事。 6 り災証明、被災者台帳作成(参考①)への協力に関する事。 7 物資集積所の管理(参考②)及び救援物資の管理・配布への協力に関する事。 8 所管における受援体制確保(参考③)に関する事。 9 他班の応援に関する事。 10 班内の職員の動員、配備、連絡調整等に関する事。 11 関連団体、事業所、関係機関との連絡調整等に関する事 12 特命事項の処理に関する事。
議会班 (議会事務局)		<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関する事。
総務班 (総務課 エネルギー政策課 出納室)	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置又は廃止に関する事。 2 職員の動員配備に関する事。 3 本部事務局の運営および本部会議の庶務に関する事。 4 国、県に対する要請に関する事。 5 他市町村との相互応援に関する事。 6 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保の統括に関する事。 7 自衛隊その他救援隊の派遣要請・受入れに関する事。 8 各班との連絡調整に関する事。 9 要員の確保に関する事。 10 災害関係の予算措置及び執行に関する事。 11 庁舎機能の確保に関する事。 12 職員の安否確認、被災職員の措置に関する事。 13 職員等への飲料水、食料等の確保及び健康管理の支援等に関する事。 14 本部長、副本部長の秘書に関する事。 15 車両の配車・管理に関する事。 16 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関する事。
総務班 (総務課 エネルギー政策課 出納室)	防災係	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報、地震情報等の収集及び伝達に関する事。 2 防災関係機関(医療関係機関、敦賀海上保安部を除く。)との連絡調整に関する事。 3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、警戒区域の設定及び開設する避難所の指定に関する事。 4 避難所の開設、運営及び閉鎖の連絡調整に関する事。 5 災害救助法の適用に関する事。 6 原子力発電所の被害状況の把握に関する事。 7 通信手段の確保に関する事。

班名（担当課）	係名	事 務 分 掌
		8 各種制限措置の解除に関する事。 9 原災法に基づく立入検査と報告の徴収に関する事。 10 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力に関する事。 11 県の行う原子力防災対策に対する協力に関する事。
	会 計 係	1 普通財産の被害調査に関する事。 2 義援金の受入れ、配分に関する事。
広 報 班 （まちづくり推進課）		1 調査団、視察団等の受入れに関する事。 2 住民に対する広報及び広聴活動に関する事。 3 住民からの相談窓口に関する事。 4 報道機関への情報提供に関する事。 5 住民の避難誘導に関する事。〔住民避難班・消防班と連携〕 6 災害記録及び災害広報資料の収集整理並びに提供に関する事。
情 報 収 集 班 （ 税 務 課 ）		1 交通事情の把握に関する事。 2 職員への情報提供に関する事。 被害状況の取りまとめ及び職員への情報提供に関する事。 3 り災証明の発行及び被災者台帳の作成に関する事。 4 被害認定に関する事。
住 民 環 境 班 （住 民 環 境 課）		1 ごみ・し尿・災害廃棄物の処理及び公害対策に関する事。 2 環境衛生に関する事。 3 遺体の収容及び埋火葬に関する事。 4 物価の把握に関する事。 5 交通安全対策に関する事。 6 災害時の愛玩動物対策（参考④）に関する事。 ----- 7 汚染除去等に関する事。 8 被災地住民登録に関する事。
保 健 福 祉 班 〔健康福祉課〕 子ども・子育てサポートセンター	福 祉 係	1 要配慮者及び避難行動要支援者の収容に関する事。 2 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 3 福祉避難所避難者の避難状況の取りまとめに関する事。 4 ボランティアの受入れ及び活動支援に関する事。 5 炊き出しに関する事。 6 町災害見舞金及び弔慰金に関する事。
保 健 福 祉 班 〔健康福祉課〕 子ども・子育てサポートセンター	保 健 係	1 医療関係機関との連絡調整に関する事。 2 傷病者の把握に関する事。 3 医療機関の被害状況の把握に関する事。 4 救護所の設置、運営に関する事。 5 救護班の編成・配置及び救護班との連絡調整に関する事。 6 傷病者の収容及び医療・助産に関する事。 7 医薬品等の調達・供給に関する事。 8 食品衛生管理・栄養指導に関する事。 9 遺体の検案に関する事。 10 感染症の予防その他防疫活動（家畜を除く。）に関する事。 11 被災者の心身の健康管理及び相談に関する事。

班名（担当課）	係名	事務分掌
		12 防災業務関係者の被ばく管理に関する事。 13 緊急時被ばく医療に関する事（安定ヨウ素剤の事前配布、服用に関する事を含む。）。
観光班 （観光戦略課）		1 災害対策要員の輸送に関する事。 2 救援物資の受入れに関する事。〔産業班と連携〕 3 食料、生活必需品、救援物資の配分、資機材等の緊急輸送及び物資の輸送に関する事。〔産業班と連携〕 4 物資集積所の管理に関する事。 5 観光施設の被害調査および応急対策に関する事。 6 観光客（外国人を含む）の避難誘導に関する事。 7 観光客（外国人を含む）の情報提供及び相談に関する事。 ----- 8 風評被害の影響の軽減に関する事。
産業班 （産業振興課）		1 食料、生活必需品の調達に関する事。 2 食料、生活必需品、救援物資の配分、資機材等の緊急輸送及び物資の輸送に関する事。〔観光班と連携〕 3 緊急輸送に係る車両その他輸送手段の確保（輸送・交通機関への協力要請含む）及び配車に関する事。 4 商工業および商工施設の被害調査および応急対策に関する事。 5 企業関係団体への人的・物的支援の協力要請に関する事。 6 被災中小企業等への貸付または融資に関する事。 7 産業用施設、農林水産物、家畜等の被害状況の把握及び応急対策に関する事。 8 敦賀海上保安部との連絡調整に関する事。 9 船舶等の被害状況の把握及び応急対策に関する事。 10 海上輸送に係る船舶等の調達の協力に関する事。 11 海上における救助対策の協力に関する事。 12 海上災害に伴う危険物の除去活動に関する事。 13 農林水産物の集荷及び出荷の規制に関する事。 14 家畜の防疫活動及びへい獣の処理に関する事。 15 流木応急対策に関する事。 ----- 16 飲食物の摂取制限に関する事。 17 被災農林畜水産業者への貸付又は融資に関する事。
建設班 （土木建築課）		1 水防活動に関する事。 2 危険地区等における防災パトロールおよび応急対策に関する事。 3 災害対策に係る資機材の調達・賃借および工事等の契約に関する事。 4 道路除雪対策に関する事。 5 道路、橋梁の確保に関する事。 6 障害物の除去に関する事。 7 斜面の応急危険度判定の協力に関する事。 8 がれきの処理に関する事。 9 応急危険度判定の協力に関する事。 10 応急仮設住宅の建設その他被災者の住宅対策に関する事。 ----- 11 立入制限に関する事。

班名（担当課）	係名	事務分掌
上下水道班 （上下水道課）		1 ライフラインに関する事。 2 消防水利の確保に関する事。 3 応急給水に関する事。 4 水源確保及び水質管理に関する事。 ----- 5 飲料水の摂取制限に関する事。
住民避難班 （教育委員会事務局）	教育係	1 代替教室及び不足教職員の確保に関する事。 2 学用品等の調達及び支給に関する事。 3 応急給食の措置に関する事。 4 その他の育英補助等の対策に関する事。 5 文化財の保護対策に関する事。 6 児童及び生徒の安全確認及び避難に関する事 7 災害時の応急教育に関する事。 8 被災児童・生徒等の保健及び心のケアに関する事。
	住民避難係	1 避難所の開設及び運営に関する事。 2 避難者の避難状況の取りまとめに関する事。 3 住民の避難誘導に関する事。〔広報班・消防班と連携〕 ----- 4 一時集合施設の開設及び運営に関する事。 5 住民の退避・避難に関する事。 6 避難車両中継所の開設及び運営に関する事。
消防班 （美浜消防署）		1 消火、救出・救助活動に関する事。 2 救急活動に関する事。 3 行方不明者・遺体の捜索に関する事。 4 消防職員及び消防団員の動員に関する事。 5 住民の避難誘導に関する事。〔広報班・住民避難班と連携〕 6 消防の応援隊の受入れに関する事。 7 災害情報の収集に関する事。

※事務分掌欄の点線より上の事務は一般災害・震災との共通事務、点線以下の事務は原子力災害における事務を示す。

参考①被災者台帳：個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるもの。

参考②物資集積所の管理：被災物資の適切な収受・分配を目的として、物資集積所の管理と関係機関等への周知徹底を図ることにより、緊急物資、救援物資等の輸送等を円滑に行うもの。

参考③受援体制の確保：災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関等から応援を受けられるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるもの。

参考④災害時の愛玩動物対策：災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼養動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確に実施できるよう、県等関係機関と協力して飼い主への支援及び愛玩動物の救護活動を実施するもの。

8 情報収集・伝達関係

資料8-1 防災関係機関連絡先一覧表

(令和4年4月現在)

区分	機関名	担当課	所在地	電話番号	県防災行政無線電話番号
町	美浜町役場	エネルギー 政策課 防災・原子力 対策室	美浜町郷市 25-25	32-6716 FAX 32-5956	330-1-233
消防	敦賀美方消防組合		敦賀市中央町 2-1-2	20-0119 FAX 22-0685	356-1-110
指定 地方 行政 機関	福井地方気象台		福井市豊島 2-5-2	0776-24-0069 FAX 0776-24-0064	018-452-2
	敦賀海上保安部	警備救難課	敦賀市港町 7-15	22-0191 FAX 22-0214	018-453-2
	北陸農政局 福井県拠点		福井市日之出 3-14-15	0776-30-1611 FAX 0776-30-1612	
	近畿中国森林管理局 福井森林管理署		福井市大手 2-11-15	050-3160-6105 FAX 0776-27-3574	
	国土交通省中部運輸局 福井運輸支局敦賀庁舎	海事課	敦賀市港町 7-15	22-0003 FAX 21-2198	
	近畿地方整備局 福井河川国道事務所 敦賀国道維持出張所	管理課	敦賀市開町 3-28-1	22-5166 FAX 25-6466	
	福井労働局 敦賀労働基準監督署	第二課	敦賀市鉄輪町 1-7-3	22-0745 FAX 22-1019	
	福井労働局 敦賀公共職業安定所	管理課	敦賀市鉄輪町 1-7-3	22-4220 FAX 22-2212	
県	福井県	危機対策・ 防災課	福井市大手 3-17-1	0776-20-0308 FAX 0776-22-7617	111-610-2181
	敦賀警察署	警備課	敦賀市木崎 12-18-1	25-0110 FAX 22-4000	
	嶺南振興局 敦賀土木事務所	総務課	敦賀市中央町 1-7-36	22-4661 FAX 23-0477	780-5-114
	嶺南振興局 二州健康福祉センター	地域支援室	敦賀市開町 6-5	22-3747 FAX 24-1205	407-1-111
	嶺南振興局 二州農林部	技術経営 支援課	敦賀市中央町 1-7-42	22-5027 FAX 23-8639	780-5-341
	嶺南振興局 敦賀港湾事務所	総務課	敦賀市桜町 2-1	22-0369 FAX 22-7067	413-1-10

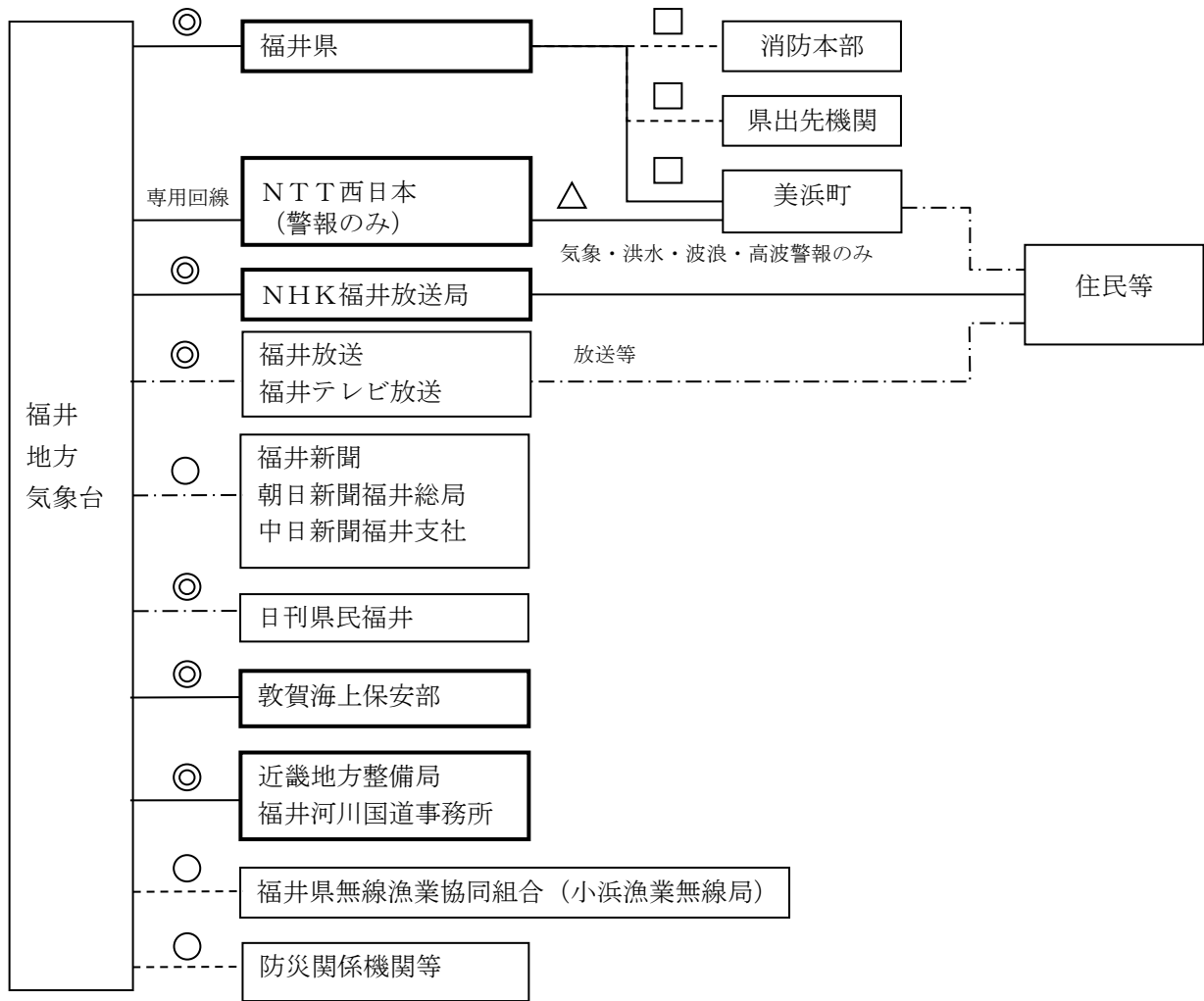
※無線電話の場合、役場庁舎内N T T電話からの場合は回線選択番号（91）を上記番号の前に付ける

区分	機関名	担当課	所在地	電話番号	県防災行政無線電話番号
自衛隊	陸上自衛隊鯖江駐屯地 第372施設中隊		鯖江市吉江町 4-1	0778-51-4675	018-450-2
	海上自衛隊 舞鶴地方総監部		京都府舞鶴市 字余部下 1190	0773-62-2250 FAX 0773-64-3609	018-451-2

※無線電話の場合、役場庁舎内N T T電話からの場合は回線選択番号（9 1）を上記番号の前に付ける

区分	機関名	所在地	電話番号
地方 公共 機関 団体	NTT フィールドテクノ北陸支店福井営業所	福井市西開発 1-2410	0776-52-3031
	美浜郵便局	美浜町郷市 23-12	32-0042
	JR 美浜駅	美浜町松原 35-17	32-0010
	福井県農業協同組合みはま支店	美浜町河原市 19-12	32-1134
	れいなん森林組合二州支所	敦賀市観音町 1-1	25-5380
	美浜町漁業協同組合	美浜町日向 2-55	32-1127
	わかさ東商工会美浜支所	美浜町松原 35-16-2	32-0121
	福井鉄道(株)嶺南営業所	敦賀市中 44-21-3	22-1317
	(株)福井銀行美浜支店	美浜町河原市 9-15-2	32-1117
	美浜町社会福祉協議会	美浜町郷市 25-20	32-1164
報道 機関	朝日新聞社敦賀支局	敦賀市清水町 1-16-18	22-0020
	毎日新聞社敦賀駐在	敦賀市鉄輪町 1-3-24	23-3531
	読売新聞社敦賀支局	敦賀市新松島町 4-13	22-1090
	産経新聞敦賀駐在	敦賀市松葉町 32-4-2	23-8410
	中日新聞敦賀支局	敦賀市新松島町 4-11	23-2531
	福井新聞社敦賀支社	敦賀市中央町 1-15-25	22-3939
	NHK 福井放送局嶺南報道室	敦賀市津内町 2-4-2	22-3100
	福井放送敦賀支社	敦賀市中央町 1-17-19	23-1020
	福井テレビ嶺南支社	敦賀市本町 2-7-13	23-1036
	美方ケーブルネットワーク(株)	美浜町久々子 31-2-1	32-3400

資料 8 - 2 気象警報・注意報等伝達系統図



◇凡例

——	法令（気象業務法等）による通知系統
- - - -	法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統
- - - -	地域防災計画・行政協定・その他による伝達系統
◎	防災情報提供システム（専用線接続）
○	防災情報提供システム（インターネット接続）
△	加入電話
□	県防災行政無線
▭	法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

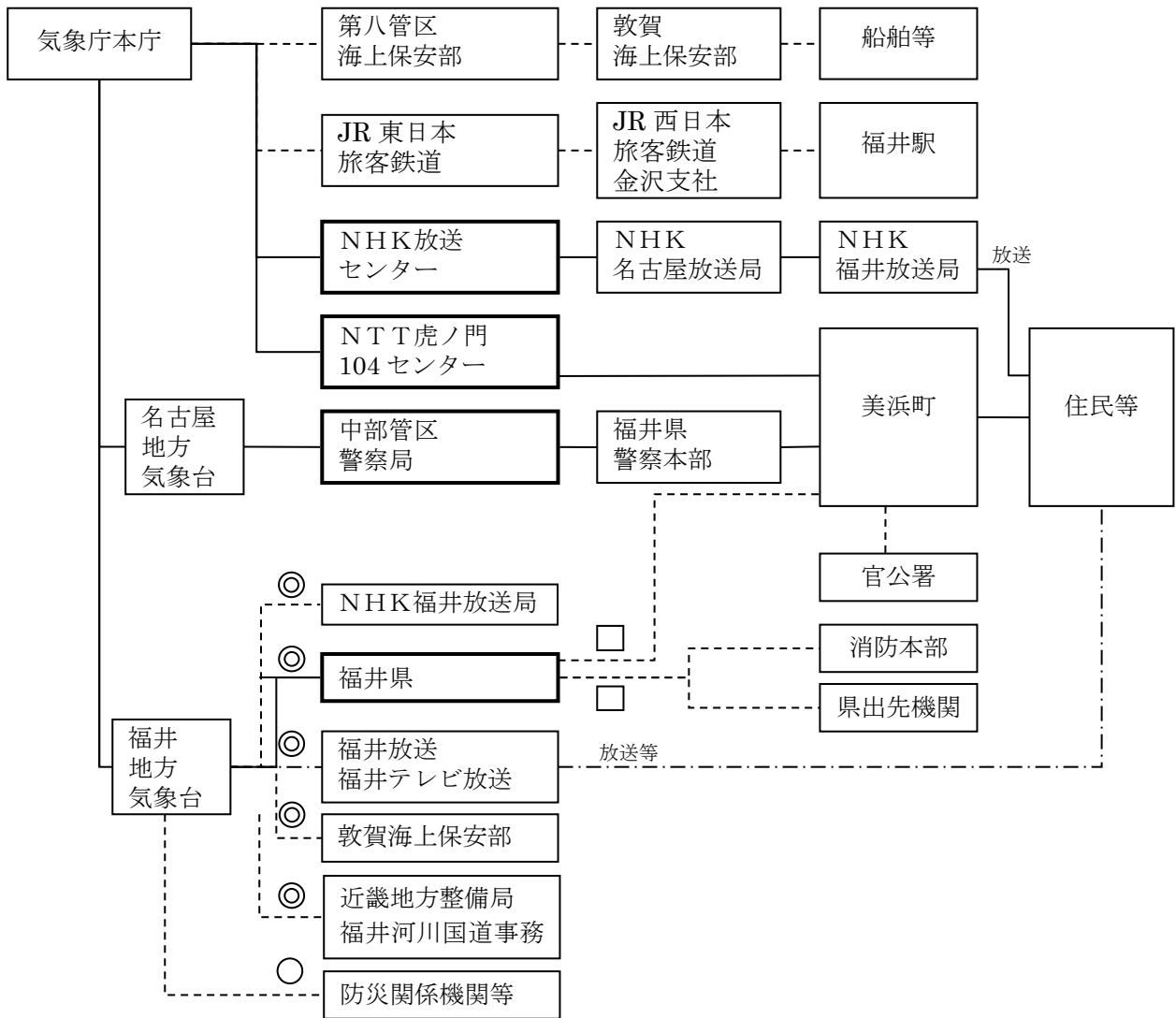
◇通信途絶時の福井地方気象台からの代替伝達経路

障害により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で加入電話、気象台職員による使送、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

機関名	県防災行政無線	災害応急復旧用無線電話
福井県	○	○
NHK福井放送局		○
敦賀海上保安部	○	
福井県警察本部		○

資料 8 - 3 津波警報等伝達系統図（地震情報はこれに準ずる。）



◇凡例

——	法令（気象業務法等）による通知系統
- - - -	法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統
- · - ·	地域防災計画・行政協定・その他による伝達系統
◎	防災情報提供システム（専用線接続）
○	防災情報提供システム（インターネット接続）
△	加入電話
□	県防災行政無線
▭	法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

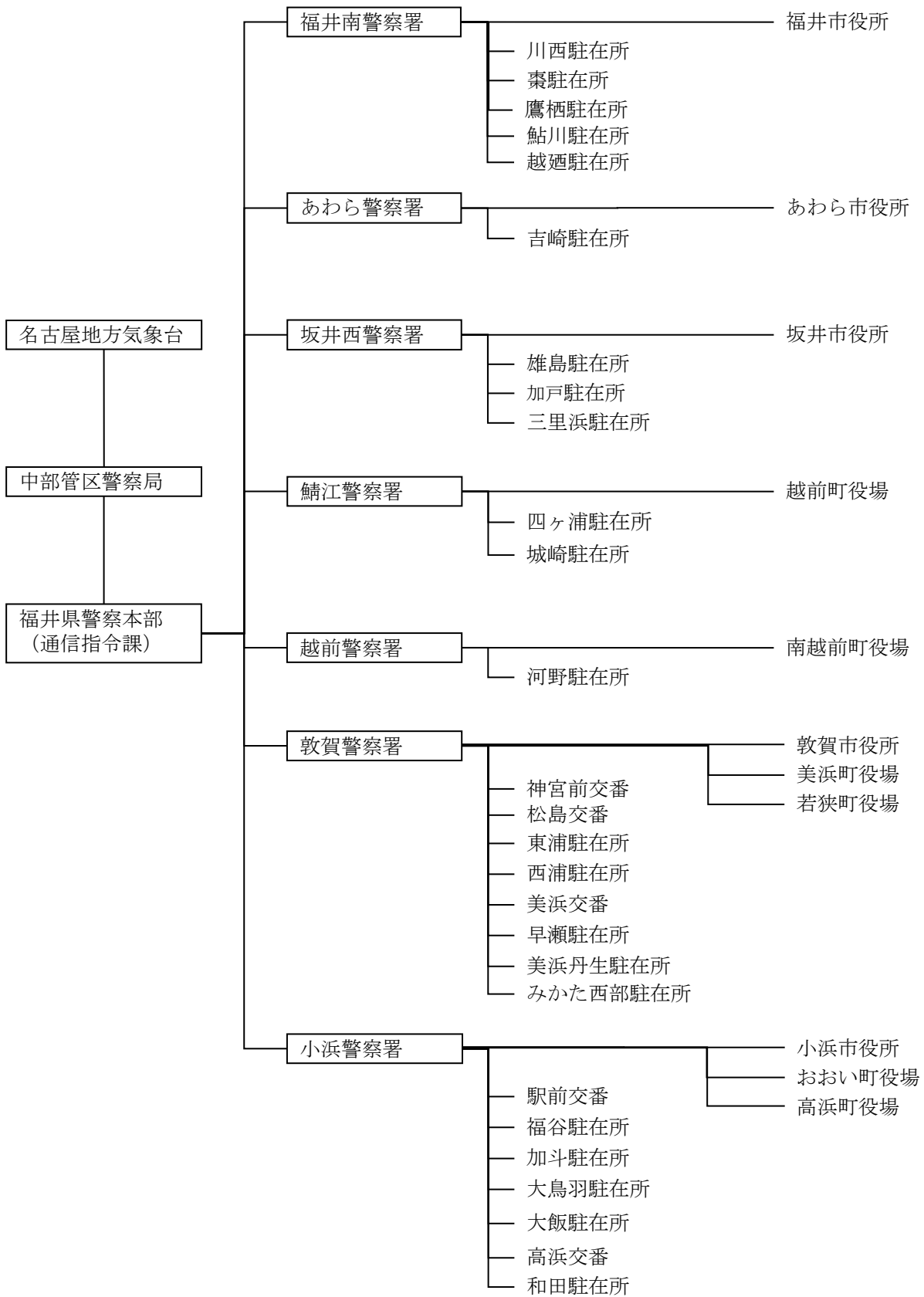
◇通信途絶時の福井地方気象台からの代替伝達経路

障害により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で加入電話、気象台職員による使送、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

機関名	県防災行政無線	災害応急復旧用無線電話
福井県	○	○
NHK福井放送局		○
敦賀海上保安部	○	
福井県警察本部		○

資料 8 - 4 県警察の津波予報伝達系統図



資料 8 - 5 美浜町被害状況調査及び報告要領

(目的)

第1 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、町長が知事に対して行う災害の状況報告に関し、必要な資料を得るため、各班長が行う被害の状況調査及び報告に関し必要な事項を定め、被害状況の的確かつ迅速な把握を目的とするものである。

(調査)

第2 被害状況調査は、住民の生命及び財産に関する事項、町の管理する施設等について調査の上、報告するものとする。

(報告の種類)

第3 被害状況報告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 発生報告 災害が発生したとき直ちに行う。発生報告に限り正確度より迅速を主とする。
- (2) 中間報告 発生報告後、災害の状況が変わるたびに行う。
- (3) 確定報告 災害が終了し、その被害が確定したときに行う。

(報告の方法)

- 2 中間報告は、原則として別記様式により報告するものとするが、やむを得ないときは、電話報告又は急使により報告するものとする。
- 3 確定報告は、必ず別記様式により報告するものとする。

(報告先)

第5 被害状況報告は、総務班長へ報告するものとする。但し、緊急やむを得ないときは、災害対策本部又は総務班エネルギー政策課防災担当者に報告するものとする。

(報告責任者)

第6 各班長は、予め各班の被害状況報告責任者を定めておかなければならない。

(基準)

第7 被害状況の基準については、次のとおりとする。

(1) 人的被害

- ア. 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認することが出来ないが、死亡したことが確実なものとする。
- イ. 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

ウ. 重傷者及び軽傷者

災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、重傷者とは1箇月以上の治療を要する見込みの者とし、軽傷者とは1箇月未満で治療できる見込みの者とする。

(2) 住家の被害

住家とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

ア. 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ. 住家全壊（全焼・流失）とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊・消失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもとし、棟数並びに世帯数及び人員を報告する。尚、住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことが出来るよう建設された建物、又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。（半壊又は半焼も同様とする。）

ウ. 住家半壊（半焼）とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用出来る程度のも、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上、70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上、50%未満のものとする。

エ. 一部破損とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。但し、窓ガラスが数枚割れた程度のもは除く。

オ. 床上浸水とは、住家の床より浸水したもの、及び全壊又は半壊に該当しないが、土砂・竹木等の堆積のため一時的に居住することが出来ないもの。

カ. 床下浸水とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

(3) 非住家の被害

非住家とは、住宅以外の建築物をいうものとする。

尚、官公署・学校・公民館・神社・仏閣・土蔵・車庫等は、非住家とする。但し、これらの施設に常時、人が居住しているときには、当該部分は住家とする。

ア. 被害の程度は住家と同様に扱う。他の項目と重複しないこと。

(4) り災世帯

ア. り災世帯とは、災害により被害を受け、通常的生活を維持することが出来なくなった生計を一つにしている世帯で、全壊・半壊又は床上浸水により被害を受けたものをいう。例えば、寄宿舎・下宿その他これに類する施設に常時宿泊する者については、当該施設は宿泊するすべての集まりを一世帯として取扱い、又、同一家屋の親子夫婦でも生活の実態が別々であれば2世帯として取扱う。

イ. り災者とは、り災世帯の構成員をいう。

(5) 公共土木施設の被害

ア. 道路決壊とは、高速自動車道・一般国道・都道府県道及び町道の一部が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

イ. 橋梁流失（損壊）とは、町道以外の道路に架設した橋が、一部又は全部流失（損壊）し、一般の渡橋が危険となったものをいう。

ウ. 堤防決壊とは、河川法にいう一級河川及び二級河川の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

(6) 農林・水産・畜産の被害

田畑の被害

ア. 流失・埋没とは、耕土が流失又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。

イ. 冠水とは、植付け作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。

(但し、この程度に至らない浸水でも減収等の損失を生じるものは含む。)

(7) 商工業の被害

商工業の被害とは、店舗・商品・設備・機械等の被害（直接被害）と、営業を停止（休止）したこと等により生ずる損失（間接被害）を合算したものをいう。尚、店舗（会社）の棟数は、非住家の棟数として計上すること。

(8) その他の被害

ア. 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。

イ. 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものをいう

ウ. 通信途絶とは、電信又電話が故障し通信不能になった回線数をいう。

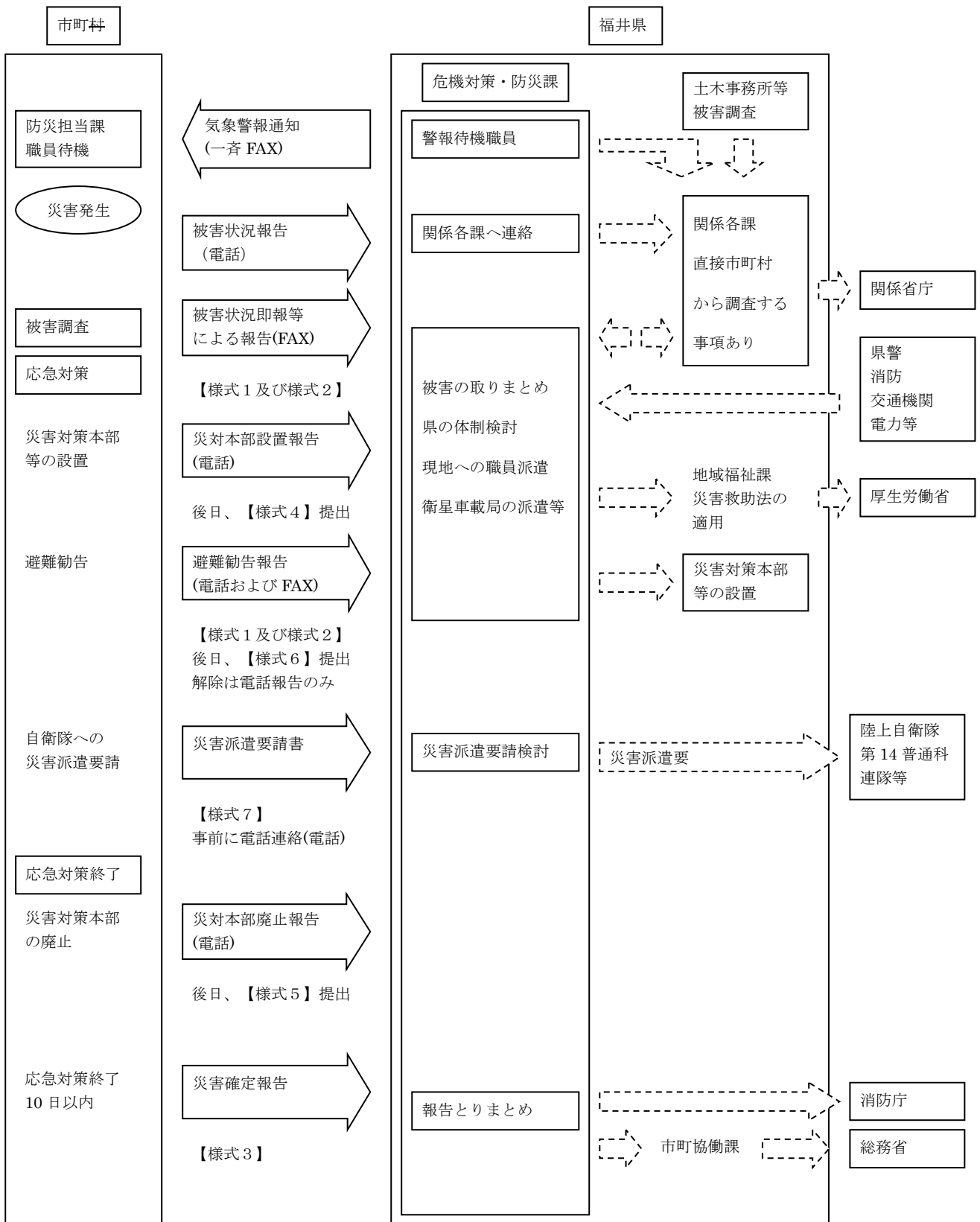
第8 災害に対しとられた措置

(1) 災害に対しとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がないときは、別紙とする。

(2) 消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員及び消防団員別とし、使用した機械と主な活動内容を報告する。

資料 8 - 6 県への報告

災害報告について



(様式1)

(被害状況即報)

市町名		福井県美浜町		区 分			被 害
災害名 ・ 報告番号	災害名		第 報	田	流出・埋没	ha	
	(月 日 時現在)				冠 水	ha	
報告者名			畑	流出・埋没	ha		
				冠 水	ha		
				文 教 施 設	箇所		
					病 院	箇所	
				道 路	箇所		
				橋 り よ う	箇所		
				河 川	箇所		
				港 湾	箇所		
				砂 防	箇所		
				清 掃 施 設	箇所		
				崖 く ず れ	箇所		
				鉄 道 不 通	箇所		
				被 害 船 舶	隻		
				水 道	戸		
				電 話	回線		
				電 気	戸		
				ガ ス	戸		
				ブ ッ ロ ク 塀 等	箇所		
				そ の 他	箇所		
				り 災 世 帯 数	世帯		
				り 災 者 数	世帯		
				火 災 発 生			
				建 物	件		
				危 険 物	件		
				そ の 他	件		
人的被害	死 者	人					
	行 方 不 明 者	人					
負傷者	重 傷	人					
	軽 傷	人					
住 家 被 害	全 壊		棟				
			世帯				
				人			
				棟			
				世帯			
				人			
				棟			
				世帯			
				人			
				棟			
				世帯			
				人			
				棟			
				世帯			
				人			
非住家	公 共 建 物		棟				
	そ の 他		棟				

(様式2)

福井県危機対策・防災課 へ (FAX 0776-22-7617)

避難勧告等の状況

市町村名: _____

担当者: _____

電話番号: _____

(月 日 時 分現在)

地系	避難の種別 (該当を囲む)	勧告等の 日時	対象 世帯数	対象 人員	避難先		避難の理由	勧告等の 解除日時
					世帯数	人数		
	自主避難 避難準備情報 避難勧告 避難指示							
	自主避難 避難準備情報 避難勧告 避難指示							
	自主避難 避難準備情報 避難勧告 避難指示							

※避難勧告等の区域を明確にした地図を添付して下さい。

マピオン (地図HP) URL

<http://www.mapion.co.jp/map/admi18:html>

グーグルマップ (地図HP) URL

<http://maps.google.co.jp/>

(様式3)

(被害確定報告)

市町名		福井県美浜町		区 分			被 害											
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時確定		田	流出・埋没	ha													
				冠 水	ha													
報告者名			畑	流出・埋没	ha													
				冠 水	ha													
人的被害	区 分		被 害	文 教 施 設	箇所													
				病 院	箇所													
				道 路	箇所													
				橋 り よ う	箇所													
				河 川	箇所													
				港 湾	箇所													
				砂 防	箇所													
				清 掃 施 設	箇所													
				崖 く ず れ	箇所													
				鉄 道 不 通	箇所													
住 家 被 害	全 壊		棟	世帯														
				人														
				半 壊		棟	世帯											
							人											
							一 部 損 壊		棟	世帯								
										人								
										床 上 浸 水		棟	世帯					
													人					
													床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数	世帯	
																世帯	り 災 者 数	世帯
人																		
非住家	公 共 建 物		棟													火災発生	建 物	件
				危 険 物	件													
				そ の 他	件													
				そ の 他	件													

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 共 文 教 施 設	千円			災 害 対 策 本 部	設 置	月	日	時
農 林 水 産 業 施 設	千円				解 散	月	日	時
公 共 土 木 施 設	千円		設置市町村名					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計 団 体				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	千円							
そ の 他	農 業 被 害	千円		計 団 体				
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
			計 団 体					
他	そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）							

(様式4)

文書番号

令和 年 月 日

福井県知事

様

美浜町長

(公印)

災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部の設置について

みだしのことについて、下記のとおり災害対策本部を設置しましたので報告いたします。

記

1 設置日時

2 設置場所

3 設置理由

4 連絡先

5 現地災害対策本部有無

有

・設置日時

・設置場所

無

(様式5)

文書番号

令和 年 月 日

福井県知事

様

美浜町長

(公印)

災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部の廃止について

みだしのことについて、下記のとおり災害対策本部を廃止しましたので報告いたします。

記

1 廃止日時

2 廃止理由

(様式6)

文書番号

令和 年 月 日

福井県知事

様

美浜町長

(公印)

災害対策基本法第60条の規定に基づく避難勧告（指示）について

みだしのことについて、下記のとおり避難勧告（指示）を行いましたので報告いたします。

記

- 1 避難勧告（指示）日時

- 2 避難勧告（指示）場所

- 3 避難勧告（指示）内容

- 4 避難勧告（指示）理由

※ 避難勧告（指示）場所については、必ず地図を添付してください。

(様式7)

文書番号

令和 年 月 日

福井県知事

様

美浜町長

(公印)

自衛隊災害派遣要請書

次のとおり自衛隊の派遣を要請します。

1 災害状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

3 派遣を希望する区域および活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4 その他参考事項

(1) 連絡先

(2) 負担経費 自衛隊の活動に要する経費については、美浜町地域防災計画の規定に基づき、原則として美浜町が負担する。

資料 8 - 7 広報用放送文例

1 本文例 1 【震度 4～5 強の場合】

町民の皆さまに地震発生情報をお知らせします。

ただいま、大きな地震が発生しました。

町民の皆さまは、まず落ち着いてください。

あわてず、次のことを確認してください。

(本震の状況により)

(机、テーブル、ベッドなど丈夫な家具の下にもぐってしばらく様子を見てください。)

- ① まず火の元の確認と火の始末をしてください。
- ② 出口の戸を開けてください。
- ③ 火が出たら、大声で近所に声をかけあってみんなで消火してください。
- ④ あわてて戸外に飛び出さないでください。
- ⑤ 海岸部の方々は、津波の発生に備えて、速やかに行動してください。
(この地震による津波発生のおそれはありません。)
- ⑥ うわさや流言飛語にまどわされず、ラジオや町の正確な情報により行動してください。

2 本文例 2 【震度 6 弱以上の場合】

町民の皆さまに地震発生情報をお知らせします。

ただいま、大きな地震が発生しました。

町民の皆さまは、まず落ち着いてください。

あわてず、次のことを確認してください。

(本震の状況により)

(机、テーブル、ベッドなど丈夫な家具の下にもぐってしばらく様子を見てください。)

- ① 家族みんないますか。家族の名前を呼び合ってください。
- ② まず火の元の確認と火の始末をしてください。
- ③ 出口の戸を開けてください。
- ④ 火が出たら、大声で近所に声をかけあってみんなで消火してください。
- ⑤ 非常持出し袋を持ってください。
- ⑥ 屋内のブレーカーを落としてください。
- ⑦ 屋外に出て一旦様子を見てください。
- ⑧ (状況に応じ)
(町内会や家族で決めた一時避難所があれば、そこへ一時避難してください。)
(町の指定避難所に避難してください。)
- ⑨ 避難は徒歩で、自動車は絶対使わないでください。
- ⑩ 海岸部の方々は、津波の発生に備えて、速やかに行動してください。
(この地震による津波発生のおそれはありません。)
- ⑪ うわさや流言飛語にまどわされず、ラジオや町の正確な情報により行動してください。

資料 8-8 消防信号

信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付 サイレン信号
火災信号	近火信号	●—●—●—●—● 連点打	3秒 ○— ○— ○— 2秒
	出場信号	●—●—● ●—●—● 三点連打	5秒 ○— ○— ○—
	応援信号	●—● ●—● ●—● 二点連打	6秒
	報知信号	● ● ● ● ● ● 一点打	
	鎮火信号	● ●—● ● ●—● 一点と二点との斑打	
山林火災信号	出場信号	●—●—● ●—● 三点と二点との斑打	10秒 ○— ○— ○— 2秒
	応援信号	同上	同上
火災警報信号	火災警報発令信号	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● 一点と四点との斑打	30秒 ○— ○— ○— 6秒
	火災警報解除信号	● ● ●—● ● ● ●—● 一点二個と二点との斑打	10秒 60秒 ○— ○— ○— 3秒 3秒
演習招集信号	演習招集信号	● ●—●—● ● ●—●—● 一点と三点との斑打	15秒 ○— ○— ○— 6秒

- (1) 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる
- (2) 信号継続時間は、適宜とする
- (3) 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を使用することができる

資料 8-9 水防信号

信号別	信号種別	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	警戒信号	● ● ● ● 一点ずつ	5秒 5秒 5秒 ○ ○ ○ 5秒 5秒 5秒
第 2 信号	出動信号	●-●-● ●-●-● 三点連打	5秒 5秒 5秒 ○ ○ ○ 6秒 6秒 6秒
第 3 信号	出動信号	●-●-●-● ●-●-●-● 四点連打	10秒 10秒 10秒 ○ ○ ○ 5秒 5秒 5秒
第 4 信号	避難信号	●-●-●-●-●-● 乱打	60秒 60秒 60秒 60秒 ○ ○ ○ ○ 5秒 5秒 5秒

- (1) 第 1 信号は、河川の量水標が警戒水位に達したとき
- (2) 第 2 信号は、水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第 3 信号は、当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第 4 信号は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (5) 信号は適宜の時間、継続すること
- (6) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する
- (7) 火災の危険が去ったときは、報道機関の協力を得て周知するほか、広報車による広報又は口頭伝達により周知する

資料 8-10 津波標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒) ○— — ○— — (約2秒) (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約60秒) ○— — ○— — ○ (約3秒) (約3秒)
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒) ○— — ○— — (約6秒)
大津波警報標識	連打 ●—●—●—●	(約3秒) ○— — ○ ○ ○ (約2秒) (短声連点)

- (1) 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
- (2) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

資料 8-11 防災無線

無線局構成表

○同報系

親局設備 1局

設備名		呼出名称	
同報系	親局設備	美浜町	郷市25-25

子局設備 58局

設備名		名称	設置場所		名称	設置場所	
同報系	屋外 拡声子局	1	防災美浜発電所	美浜原子力発電所地内	30	防災大藪	久昌寺付近
		2	防災丹生	福井県丹生観測局付近	31	防災金山	金山区生活改善センター付近
		3	防災丹生小	旧丹生小学校地内	32	防災衛生センター	美方環境衛生センター付近
		4	防災白浜	美浜丹生駐在所地内	33	防災矢筈	南西郷公民館付近
		5	防災竹波	竹波公民館	34	防災別所	別所地区道路脇
		6	防災水晶浜	水晶浜臨時派出所地内	35	防災久保	久保会館付近
		7	防災菅浜漁港	菅浜漁港地内	36	防災郷市	27号線、ギョウコ前付近
		8	防災菅浜小	旧菅浜小学校地内	37	防災河原市西	役場口交差点北川
		9	防災菅浜	菅浜保育所地内	38	防災河原市	J Aみはま付近
		10	防災北田	北田集落センター地内	39	防災南市	美浜町中央公民館付近
		11	防災けやき台	関電社宅前バス停付近	40	防災小倉	小倉集会所付近
		12	防災佐田	美浜東小学校体育館敷地内	41	防災木野	木野農業担い手センター付近
		13	防災ふれあい	ふれあい広場テニスコート地内	42	防災佐柿	佐柿処理施設付近
		14	防災佐田南	美浜ハイソ敷地地内	43	防災役場	役場職員駐車場付近
		15	防災太田	太田生活改善センター地内	44	防災興道寺	興道寺農業研修センター付近
		16	防災山上	山手手造り公園付近	45	防災中寺	中寺区民公民館付近
		17	防災坂尻東	ドライブイン千鳥苑向い付近	46	防災東山	東山生活改善センター付近
		18	防災坂尻	坂尻多目的センター付近	47	防災麻生	麻生区民駐車場付近
		19	防災和田	ふる里交流センター付近	48	防災宮代	宮代集落生活改善センター付近
		20	防災洪水山	水道管理所付近	49	防災佐野	佐野生活改善センター付近
		21	防災松原	ゆうあい広場駐車場付近	50	防災上野	上野生活改善センター付近
		22	防災久々子東	美浜勤労体育センター付近	51	防災野口	野口橋西町道法面
		23	防災久々子西	久々子生活改善センター付近	52	防災奥	奥生活改善センター付近
		24	防災早瀬	早瀬 水無月神社地内	53	防災雲谷	雲谷生活改善センター付近
		25	防災北小	美浜北小学校グラウンド付近	54	防災新庄	新庄小学校 屋上
		26	防災日向漁港	日向漁港付近	55	防災浅ヶ瀬	浅ヶ瀬振興センター付近
		27	防災日向西	日向湖北岸付近	56	防災松屋	松屋集落センター付近
		28	防災日向東	日向湖東岸付近	57	防災ダイヤ浜	ダイヤ浜駐車場付近
		29	防災気山	気山コミュニティセンター北側付近	58	防災日向南	フィッシングランド 日向付近湖岸

9 応援要請関係

資料9-1 協定締結状況一覧表

1. 美浜町の協定締結状況

(令和2年4月現在)

協 定 名	締結年月日	締 結 先	協 定 対 象
災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	S38. 7. 20	福 井 県 警 察	警察が専用する公衆電気通信設備の優先的利用若しくは警察の有線電気通信設備又は無線設備の使用
福井県防災ヘリコプター応援協定	H 9. 4. 1	福 井 県	水火災又は地震等の災害
福井県・市町村災害時相互応援協定	H 8. 2. 23	福 井 県 県内全市町	災害全般
福井県市町村防犯隊相互応援協定	H 9. 12. 9	県内全市町	災害、事件、事故及び多数の者の集いが予想される大規模な催事、試合等
日本水道協会災害時相互応援に関する協定	H15. 7. 1	日本水道協会	給水活動 水道復旧等
全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱	H18. 5. 12	全国原子力発電所所在市町村協議会 会員及び準会員29市町村	災害全般 物資供給・職員派遣
災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定	H19. 10. 25	(社)福井県エルピーガス協会 敦賀支部	応急救護用燃料供給
美浜町と美浜町管工事組合の災害時における協力に関する協定	H22. 4. 1	美浜町管工事組合	上水道施設及び公共施設応急復旧
災害時における物資供給に関する協定	H23. 12. 21	NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時物資供給
全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定	H24. 7. 27	全国ボート場所在市町村協議会加盟23市町村	災害全般 物資供給・職員派遣

協 定 名	締結年月日	締 結 先	協 定 対 象
災害時における医療救護支援活動に関する協定書	H24. 8. 9	(株)エスラック	医療救護活動
災害時における医療救護支援活動に関する協定書	H24. 8. 9	(有)リハぷらす	医療救護活動
災害時における医療救護支援活動に関する協定書	H24. 8. 9	三方郡医師会	医療救護活動
災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	H24. 8. 9	市川歯科医院	歯科医療救護活動
災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	H24. 8. 9	田辺歯科医院	歯科医療救護活動
災害時における協力体制に関する協定書	H24. 8. 9	(学)青池学園	一時避難所提供 学生・教職員ボランティア派遣
災害時における物資供給に関する協定書	H24. 8. 9	福井県農業協同組合	物資（食料・飲料・衣類・日用生活品・衛生用品）提供
災害時における物資供給に関する協定書	H24. 8. 9	(株)ティケーエス	物資（衛生用品）供給
災害時における物資供給に関する協定書	H24. 8. 9	三和薬品(株)	物資（薬品・衛生用品）供給
災害時における機器の賃貸借に関する協定書	H24. 8. 9	高石機械産業株式貨車	機器リース
災害時における物資供給に関する協定書	H24. 8. 9	美浜町衣料品組合	物資（衣類・寝具・日用生活品）提供
災害時における物資供給に関する協定書	H24. 8. 9	美方菓子組合美浜支部	物資（食料・飲料）提供
災害時における物資供給に関する協定書	H24. 8. 9	美浜町食品組合	物資（食料・飲料）提供

協 定 名	締結年月日	締 結 先	協 定 対 象
災害時における物資供給に関する協定書	H24. 8. 9	美浜町料理飲食店組合	物資（食料・飲料）提供
災害時における物資供給に関する協定書	H24. 8. 9	美浜町商業振興協同組合	物資（食料・飲料・衣類・日用生活品）提供
災害時における支援協力に関する協定書	H24. 8. 9	三方郡建設業会	機器提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H24. 8. 9	美浜町建築業組合	町施設応急復旧 仮設住宅建設
災害時における支援協力に関する協定書	H24. 8. 9	福井県若狭地区電設業協同組合	町施設電気設備復旧
災害時における支援協力に関する協定書	H24. 8. 9	福井県電器商業組合三方支部	町施設電気設備復旧
災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書	H24. 8. 9	一般社団法人福井県電業協会 敦賀支部	町施設電気設備復旧
災害時における被害状況調査に関する協定書	H24. 8. 9	社団法人福井県測量設計業協会	被害状況調査
災害時における被害状況調査に関する協定書	H24. 8. 9	福井県土地改良事業団体連合会	農業施設被害状況調査
災害時における避難先紹介に関する協定書	H24. 8. 9	(社)福井県宅地建物取引業協会	民間賃貸住宅情報提供
災害時における人員、物資輸送等に関する協定書	H24. 8. 9	美浜町漁業協同組合	人員・物資輸送
災害時における物資輸送等に関する協定書	H24. 8. 9	(有)美浜運送	物資輸送
災害時における人員輸送等に関する協定書	H24. 8. 9	(有)オオギ観光タクシー	人員輸送

協 定 名	締結年月日	締 結 先	協 定 対 象
災害時における人員輸送等に関する協定書	H24. 8. 9	美浜自動車(株)	人員輸送
災害時における人員輸送等に関する協定書	H24. 8. 9	(株)株式会社ミフクツーリスト	人員輸送
災害時における人員輸送等に関する協定書	H24. 8. 9	レインボー観光自動車(株)	人員輸送 燃料供給
災害時における石油燃料供給に関する協定書	H24. 8. 9	美浜町石油組合	石油燃料供給
災害における生活物資の供給協力等に関する協定書	H26. 5. 29	福井県民生活協同組合	生活物資（食料・飲料・日用生活品他）供給
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	株式会社 イシマル	建設機械提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	株式会社 金吾設備	建設機械提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	株式会社 西方	建設機械提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	シンコウ建設株式会社	建設機械提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	有限会社 大同工務店	建設機械提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	株式会社 知場プラント	建設機械提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	株式会社 テイク	建設機械提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	有限会社 宮川住設	建設機械提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	株式会社 太建	建設機械提供 人員派遣

協 定 名	締結年月日	締 結 先	協 定 対 象
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	大邦産業株式会社	建設機械提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	工房MAK I T A	建設機械提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	美浜産業株式会社	建設機械提供 人員派遣
災害時における支援協力に関する協定書	H26. 6. 30	有限会社 藤田興建	建設機械提供 人員派遣
災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書	H28. 10. 29	愛知県美浜町 三重県御浜町 和歌山県美浜町	人員派遣 物資提供 避難者受け入れ
災害時における支援協力に関する協定書	H28. 10. 29	株式会社 アクティオ	建設機械提供 人員派遣
災害時のドローン運用業務協定書	H29. 9. 28	一般社団法人福井県ドローン協会	ドローンによる情報収集
災害に係る情報発信等に関する協定	R2. 3. 24	ヤフー株式会社	災害時の情報発信
災害発生時における美浜町と美浜町内郵便局及び敦賀郵便局の協力に関する協定	R2. 4. 1	美浜郵便局 早瀬郵便局 南西郷郵便局 山東郵便局 敦賀郵便局	車両提供 情報提供 郵便業務に係る援護対策
災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	R2. 6. 15	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部	災害時における下水道施設の復旧支援（下水道及び集落排水施設等）
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	R2. 6. 15	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援（下水道及び集落排水施設等の暗渠、マンホール等）
災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	R2. 6. 15	一般社団法人 福井県測量設計業協会	災害時における下水道施設の復旧支援（下水道及び集落排水施設等）
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	R2. 6. 15	公益社団法人 福井県下水道管路管理協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援（下水道及び集落排水施設等の暗渠、マンホール等）
大規模災害時における相互連携に関する協定	R3. 12. 27	関西電力送配電株式会社 京都支社 電力本部 小浜配電営業所	大規模災害時における道路啓開及び停電復旧作業に係る相互連携
災害時における資機材調達に関する協定	R4. 2. 14	株式会社レンタルのニッケン	防災資機材（仮設トイレ、暖房器具、発電機、照明器具等）提供

2. 敦賀美方消防組合の消防相互応援協定等の状況

①消防相互応援協定関係

(令和2年4月現在)

協 定 名	協 定 先	締結年月日
福井県広域消防相互応援協定	福井県下市町・組合	H 1 8 . 4 . 1
敦賀美方消防組合・高島市消防本部消防相互応援協定	高島市消防本部	H 1 7 . 1 . 1
敦賀美方消防組合・湖北地域消防組合消防相互応援協定	湖北地域消防組合	H 1 8 . 4 . 1
木ノ根峠トンネル内の活動に関する覚書	南越消防組合	H 1 6 . 3 . 1
若狭町における消防相互応援協定に関する覚書	若狭消防組合	H 1 7 . 1 2 . 2 2

②北陸自動車道関係

協 定 名	協 定 先	締結年月日
高速自動車国道北陸自動車道における消防相互応援協定	南越消防組合	S 5 2 . 1 2 . 5
〃	湖北地域消防組合	S 1 8 . 4 . 1

③福井県防災ヘリコプター関係

協 定 名	協 定 先	締結年月日
福井県防災ヘリコプター応援協定	福井県	H 9 . 4 . 1

④海上業務協定

協 定 名	協 定 先	締結年月日
船舶火災の消火等に関する業務協定	敦賀海上保安部	S 4 7 . 5 . 8

資料9-2 県防災ヘリコプター応援要請書の様式

様式第1号（第3関係）

防災ヘリコプター緊急運航要請書

要 請 団 体	発 信 者					
災 害 種 別	1：救急	2：救助	3：災害応急	4：火災防ぎよ	5：広域応援	
要 請 内 容	1：救急	2：救助	3：物資等輸送	4：火災消火	5：広報	6：調査
発 生 場 所 ・ 目 標	(市・町・村)		丁目	番地	・目標	
発 生 日 時						
災 害 (事 故) 概 要						
気 象	天候 視程	風向 km以上	風速 雲高	m / s m	気温 警報・注意報	℃
出 場 先	場所 目標	(市・町・村)		丁目	番地	要請側病院名
搬送先臨時着陸場	場所 目標	(市・町・村)		丁目	番地	搬送先病院名
傷 病 者 等	傷病者氏名 傷病名		生年月日	年	月	日 歳代 程度（重・中・軽） 男・女
地 上 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名		コールサイン 無線種別（全国波・県波・市町村波）			
他 の 航 空 機 の 活 動 状 況	(有・無) 機関名		機数		機	
要 請 日 時	平成	年	月	日 (曜日)	午前・午後	時 分

資料9-3 要員確保機関一覧表

(令和2年4月現在)

名 称	所 在	電話番号
ハローワーク敦賀	敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎1F	22-4220

10 自主防災組織関係

資料 10-1 自主防災組織一覧表

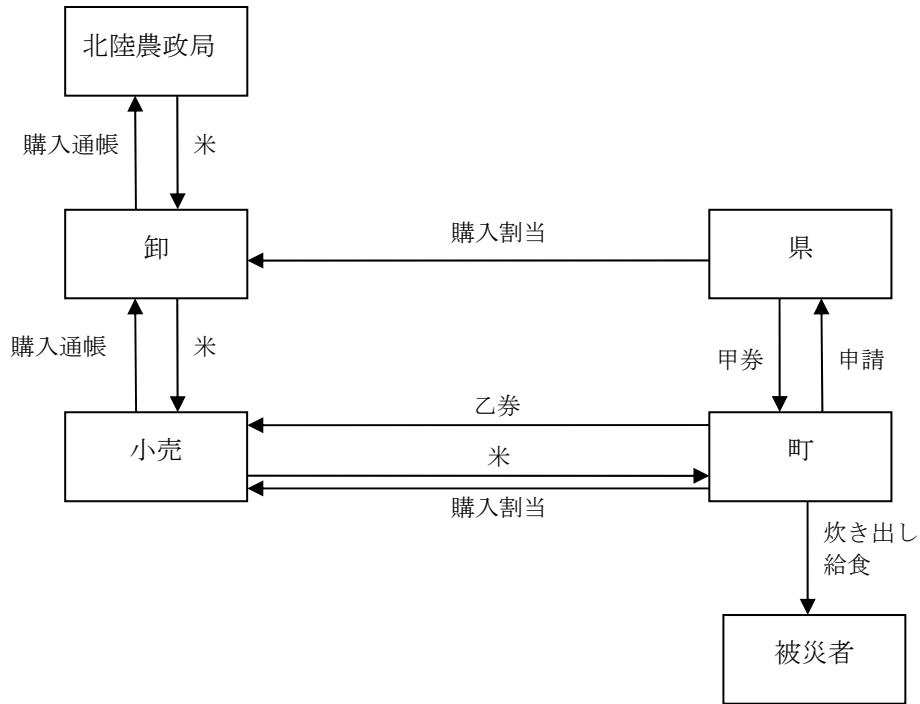
(令和4年4月現在)

地区名	組織名称	設立年月日	世帯数
郷市	郷市区自主防災会	平成23年1月23日	177
丹生	丹生区自主防災組織	平成23年5月1日	58
久々子	久々子自主防災組織	平成24年2月1日	273
和田	和田自主防災会	平成23年9月29日	37
佐柿	佐柿区自主防災会	平成24年2月11日	82
宮代	宮代自主防災会	平成24年2月11日	24
興道寺	興道寺区自主防災組織	平成24年2月1日	114
佐野	佐野区自主防災組織	平成24年2月11日	36
佐田	佐田区自主防災組織協議会	平成24年3月25日	286
河原市	河原市区自主防災会	平成24年7月29日	159
山上	山上区自主防災会	平成25年1月27日	84
太田	太田自主防災会	平成26年1月19日	79
菅浜	菅浜区自主防災会	平成26年3月1日	142
北田	北田自主防災組織	平成26年7月26日	41
金山	金山区自主防災会	平成27年2月1日	130
大藪	大藪区自主防災会	平成27年12月7日	63
新庄	新庄区自主防災会	平成28年4月1日	190
竹波	竹波区自主防災会	平成28年5月23日	42
早瀬	早瀬区自主防災会	令和2年1月19日	182
松原	松原区自主防災会	令和4年2月1日	101
南市	南市区自主防災会	令和4年2月1日	236

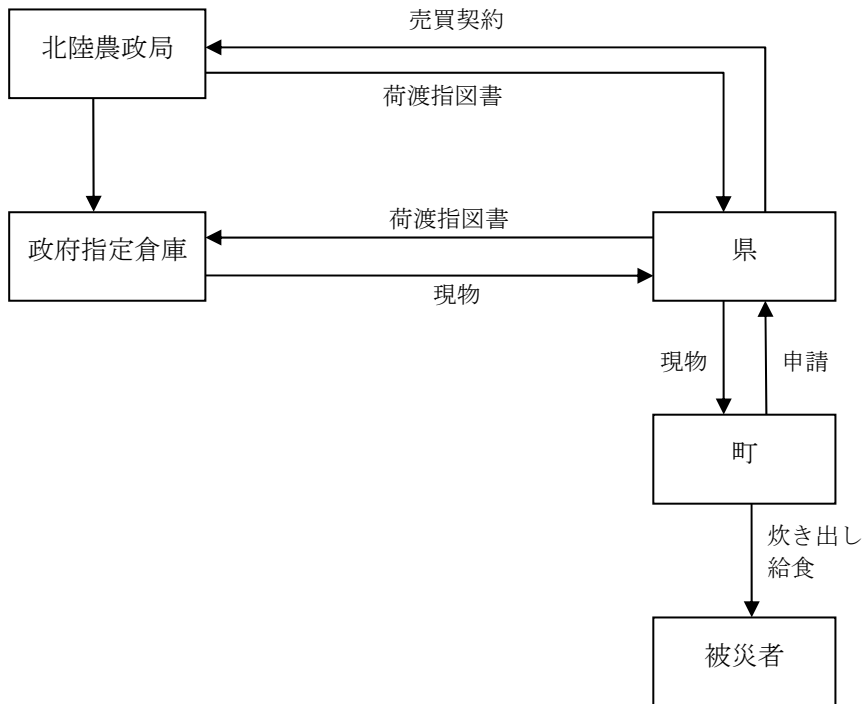
11 緊急物資関係

資料 11-1 米穀等の配給経路

災害救助法の適用を受けたときの炊出し用米配給経路（現地調達分）



災害救助法の適用を受けたときの炊出し用米穀及び乾パン配給経路（政府直売分）



資料 11－2 J A福井県施設（美浜管内）の概要（米穀備蓄倉庫一覧表）

（令和3年4月現在）

名 称	所 在 地	平常収容面積	標準収容力
若狭美浜 東3号倉庫	佐田68-25-2	169㎡	151 t
若狭美浜 1号倉庫	河原市19-12	337㎡	670 t
若狭美浜 2号倉庫			
美浜 カントリーエレベーター	興道寺22-12	260㎡	2,000 t
計 4ヶ所		766㎡	2,821 t

資料 11－3 米穀備蓄関係連絡先一覧表

（令和3年4月現在）

名 称	所 在 地	代表者又は責任者	電話番号
J A福井県みはま支店	河原市19-12	久保 賢吾	32-1134
J A福井県みはま東支店	佐田68-52-1	久保 賢吾	38-1341

資料 11-4 炊き出し予定場所一覧表

(令和3年4月現在)

施設名	所在地	電話番号	炊出し数 (人分/回)	動力等
美浜町給食センター	河原市2-2-3	32-0317	1,200	オール電化 (IH自動炊飯器)
美浜中学校 (調理実習室)	麻生38-10	32-1670	60	オール電化
北西郷公民館 (調理実習室) (旧美浜北小学校)	笹田15-1	32-0317	10	電気釜
美浜西小学校 (調理実習室)	金山14-1	32-0122	0	炊飯時には炊飯器持ち込み
美浜中央小学校 (調理実習室)	河原市8-8	32-0004	20	電気釜
耳公民館新庄分館 (調理実習室) (旧新庄小学校)	新庄65-104	32-0087	40	電気釜
美浜東小学校 (調理実習室)	佐田69-3-2	38-1302	10	電気釜
山東公民館菅浜分館 (調理実習室他) (旧菅浜小学校)	菅浜70-8-2	38-1501	25	電気釜
なびあす (調理実習室)	郷市29-3	32-6709	40	オール電化
はあとぴあ (調理実習室)	郷市25-20	32-3111	350	ガス釜 (12升), 電気釜 (3升), 多機能釜 (20升)
みずうみ保育園 (調理室)	久々子42-1-3	32-0741	50	ガス釜 (4升), 電気釜 (1升)
せせらぎ保育園 (調理室)	河原市8-8	32-0167	60	オール電化
あおなみ保育園 (調理室)	佐田62-43	38-1316	40	オール電化

- 備考：① 1合 (おにぎり2個) を1人分として換算
 ② 非常電源なし (全施設)
 ③ 非常用備蓄米なし
 ④ 給食センター調理業務委託業者と緊急時の炊飯協力について契約書で合意済み

12 医療関係

資料 12-1 災害時収容病院一覧表

(令和4年4月現在)

医療施設名	所在地	電話番号	診療科目	病床数
レイクヒルズ美方病院	若狭町気山	45-1131	内科・小児科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科	100
丹生診療所	美浜町丹生	39-1301	一般内科	0
東部診療所	〃 山上	37-2911	内科・整形外科・消化器内科・小児科・外科・皮膚科	0
田辺整形外科医院	〃 郷市	32-5880	整形外科、リハビリテーション科	0
市川歯科医院	〃 河原市	32-2122	歯科	0
関根クリニック	〃 興道寺	32-2200	外科・内科・消化器科・アレルギー科・麻酔科	0
みはまデンタルクリニック	〃 佐田	37-2200	歯科	0
浅妻内科	〃 大藪	32-3355	内科・循環器科・小児科	0
さわい皮ふ科クリニック	〃 興道寺	32-0301	皮膚科	0

資料 12-2 医薬品等販売店一覧表

(令和4年4月現在)

名称	所在地	電話番号
トモエ薬局	郷市19-34-2	32-0030
ゲンキー美浜店	佐柿59-6-1	32-2290
みはま調剤薬局	興道寺8-37-1	32-3050
クスリのアオキ美浜店	木野22-7-2	47-5072

13 緊急輸送関係

資料 13-1 所管別公用車維持管理一覧表

(令和4年4月現在)

	乗用車	ワゴン	ライト・ 軽バン	マイクロ バス	小型 貨物	軽 トラック	軽 自動車	その他	合計
集中管理	3	4	1	1	2		1	1	13
総務課	2	1							3
議会事務局		1							1
まちづくり推進課			1						1
エネルギー政策課	1								1
税務課							2		2
住民環境課						1	1	1	3
健康福祉課			1				4	1	6
観光戦略課		1					1		2
産業振興課			2			2	2	1	7
土木建築課			1				2		3
上下水道課			2			1			3
教育委員会	1						2		3
子ども子育てサポートセンター							1		1
エネルギー環境教育体験館	2								2
東部診療所							1		1
丹生診療所							1		1
給食センター							1	2	3
歴史文化館			1						1
総合体育館						1			1
合計	9	7	9	1	2	5	19	6	58

資料 13-2 車両の借上先一覧表

(令和3年4月現在)

名称	所在地	電話番号	車両台数			
			大型四輪	中型四輪	軽四輪	計
美浜運送(有)	松原35-19-4	32-0006	5	8	2	15

資料 13-3 船舶借上先一覧表

(令和3年4月現在)

名 称	所 在 地	電話番号	漁港	船舶台数			
				～5ト未満	5～10ト	10～20ト	計
美浜町漁業協同組合 丹生支所	丹生28-72-2	39-1722	丹生	36	6	2	44
美浜町漁業協同組合 菅浜支所	菅浜100-24	38-1035	菅浜	43	2	2	47
美浜町漁業協同組合 本所	日向2-55	32-1127	早瀬	13	5	1	19
			日向	111	18	7	136

注：上記船舶は、漁船登録の隻数である。

資料 13-4 町及び民間保有協力除雪車一覧表

(令和4年4月現在)

名 称	所 在 地	電話番号	車 両 台 数			
			除雪ドーザ	トラクター ショベル バックホウ	モーター グレーダ	計
美 浜 町 役 場	郷市25-25	32-1111	4	—		4
(株) 武 田 組	久々子60-1-1	32-1166	—	2	—	2
武 田 建 設 (株)	久々子36-12-2	32-1313	—	2	1	3
(株) 吉 田 組	河原市53-23	32-0079	—	1	—	1
(株) 笹 井 組	北田58-15-1	38-1611	—	2	—	2
大 邦 産 業 (株)	郷市9-9-1	32-0261	—	1	—	1
(株) 北 山 建 設	木野21-4-17	32-0529	—	1	—	1
(株) 崎 元 組	南市6-9-2	32-0547	—	1	—	1
(株) 谷 口 工 務 店	松原47-5-1	32-0744	—	2	—	2
(株) 仲 嶋 組	南市6-2-5	32-0249	—	1	—	1
(株)工房MAK I T A	佐柿45-15-2	32-1970	—	1	—	1
(株) テ イ ク	河原市31-8-2	32-6029	—	1	—	1
敦賀土建工業(株)	松原36-6-1	32-0182	—	1	—	1
シンコウ建設(株)	興道寺1-1-23	32-1662	1	2	—	3
(株) イ シ マ ル	山上60-28	37-2300	—	2	—	2
(株) 太 建	河原市31-1-43	32-2640	—	3	—	3
(有) 藤 田 興 建	佐田50-9	37-2114	—	1	—	1
(有) 大 同 工 務 店	木野13-7-1	32-1469	—	4	—	4
田 辺 建 材	気山100-19	32-0194	—	1	—	1
石 丸 建 築	山上27-2-1	37-2140	—	1	—	1
(有) 宮 川 住 設	佐田57-37	38-1512	—	2	—	2
(株) 金 吾 設 備	河原市21-20	32-0100	—	1	—	1
(株)小倉管工美浜営業所	大藪31-7-1	32-0919	—	1	—	1
(株) 西 方	丹生48-12	39-0314	—	1	—	1
(株)知場プラント	佐田44-1-1	38-1355	—	1	—	1
(有) 田 辺 緑 化	山上68-1	38-1590	—	1	—	1
イワタニ北陸(株)敦賀支店	敦賀市津内115-2-11	23-3655	—	1	—	1

資料 13-5 ヘリポート適地一覧表

(令和4年4月現在)

名 称	所 在 地	管理者	電話番号	ヘリポートの広さ (m×m)
美 浜 中 学 校	麻生37-5	美浜町	32-1670	
北西郷公民館 (旧美浜北小学校)	笹田15-1	〃	32-0317	70×120
美浜西小学校	金山14-1	〃	32-0122	50×110
西郷中学校跡地	久々子59-1-5	〃	(体育センター) 32-0127	85×140
美浜中央小学校	河原市8-2	〃	32-0004	80×120
耳公民館新庄分館 (旧新庄小学校)	新庄65-55	〃	32-0087	90×110
美 浜 東 小 学 校	佐田69-4	〃	38-1302	65× 85
総合運動公園	久々子26-30	〃	32-3200	105×140
美浜町ふれあい広場	佐田64-1-3	〃	(佐田出張所) 38-1001	90×120

14 保健衛生・遺体の処理等・廃棄物の処理関係

資料 14-1 感染症指定医療機関一覧表

(令和4年4月現在)

名 称	所 在 地	電話番号	ベッド数
市立敦賀病院	敦賀市三島町1-6-60	22-3611	2床

資料 14-2 火葬場の処理能力一覧表

(令和4年4月現在)

名 称	所 在 地	電話番号	火葬炉の数	緊急時の処理能力	
				稼働時間	火葬数
美 浜 斎 苑	美浜町和田27-19-2	32-2702	2基	24時間	12体

資料 14-3 廃棄物処理施設一覧表

(令和4年4月現在)

区 分	名 称	所 在 地	能 力	電話番号
可燃物処理場	敦賀市清掃センター	敦賀市榑川88-1-2	焼却施設 100 t /日 (50 t × 16時間 × 2炉) 資源化・減容化施設 粗大ごみ 10 t /日 (5時間) 資源ごみ 20 t /日 (5時間)	21-1153
し尿処理場	美方汚泥再生処理センター	美浜町松原7-1-6	21(kℓ /日)	32-0311 (直通) 45-1215 (美浜三方環境衛生組合)

資料 14-4 ごみ収集車及び従事職員数一覧表

(令和4年4月現在)

	ごみ運搬車				従事職員	
	運搬トラック				清掃員	計
	積載量別		合計			
	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)		
委託	1	0.35	11	20.50	8	8
	1	0.85				
	1	1.5				
	6	2				
	1	2.5				
	1	3.3				

資料 14-5 し尿取扱業者及びし尿運搬車並びに作業人員一覧表

(令和4年4月現在)

名 称	所 在 地	電話番号	し尿運搬車		作業人員
			台数(台)	積載量(kℓ)	
美浜環境サービス(有)	大藪45-1-8	32-0170	2	4	2
			1	2	

15 避難関係

資料 15-1 避難所一覧表

(令和4年4月現在)

番号	小学校区	集落	区分	名称	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容可能人員 (人)
1	美 浜 小 西	早 瀬	一時	早瀬観光センター	早瀬10-1-2	32-2004	319	150
2		〃	一時	早瀬生活改善センター	早瀬10-1-2	32-1422	113	50
3		笹 田	一時	笹田生活改善センター	笹田7-34	—	123	60
4		〃	指定	北西郷公民館 (旧美浜北小学校)	笹田15-1	32-0317	696	350
5		日 向	一時	日向漁村センター	日向2-55-2	32-2391	200	100
6		気 山	一時	気山コミュニティセンター	気山101-8	32-1836	130	65
7		大 藪	一時	大藪生活改善センター	大藪43	32-1750	189	100
8		金 山	一時	金山生活改善センター	金山27-2	32-2747	269	140
9		〃	指定	美浜西小学校	金山14-1	32-0122	634	320
10		久 保	一時	久保会館	金山42-24-2	32-1646	125	60
11		郷 市	一時	郷市児童館	郷市27-25-1	32-0763	429	200
12		〃	福祉	美浜町保健福祉センター 「はあとびあ」	郷市25-20	32-3111	1,588	500
13		松 原	一時	松原担い手センター	松原13-13-2	32-0793	231	100
14		〃	一時	観光センター (美浜駅)	松原35-7	32-0010	150	77
15		〃	一時	美浜町商工会館	松原35-16-2	32-0121	460	227
16		久々子	一時	久々子公民館	久々子6-2	32-2919	243	120
17		〃	一時	久々子生活改善センター	久々子17-5	32-2163	203	100
18		〃	指定	美浜町体育センター	久々子59-1-5	32-0127	1,070	500
19		〃	指定	美浜町総合体育館	久々子26-30	32-3200	1,758	800
20		〃	一時	久々子ふるさと会館	久々子	—		
21		〃	一時	矢筈集会所	久々子42-1-4	—	15	7
22	美 浜 中 央 小	河原市	一時	河原市農業研修センター	河原市15-1	32-5055	278	140
23		〃	指定	美浜中央小学校	河原市8-2	32-0004	743	350
24		〃	福祉	美浜町福祉支援センターあいばる	河原市6-6-1	32-0755	208	33
25		南 市	一時	美浜町文化会館	南市9-13-3	32-0707	265	130
26		〃	一時	南市西部集会所	南市	32-5781	75	37

番号	小学校区	集落	区分	名称	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容可能人員 (人)
27		和田	一時	ふるさと交流センター	和田11-2-1	32-1241	235	120
28		木野	一時	木野担い手センター	木野35-9	32-2258	212	100
29		栄	一時	栄会館	木野19-1-15	32-0285	82	40
30		佐柿	一時	佐柿国吉会館	佐柿49-38	32-0080	186	100
31		小倉	一時	小倉会館	佐柿44-13	32-0600	441	220
32		〃	一時	小倉集会所	佐柿44-1	—	99	50
33		麻生	指定	美浜中学校	麻生37-5	32-1670	2,134	1,100
34		〃	一時	東山生活改善センター	麻生6-7-2	32-2154	63	30
35		〃	一時	麻生生活改善センター	麻生20-37	32-2975	137	70
36		中寺	一時	中寺公会堂	中寺12-11	32-2977	115	60
37		宮代	一時	宮代生活改善センター	宮代13-34	32-2979	163	80
38		小三ヶ	一時	五十谷生活改善センター	五十谷5-31	—	55	30
39		〃	一時	寄戸生活改善センター	寄戸5-11	—	62	30
40		〃	一時	安江生活改善センター	安江4-8-1	—	59	30
41		野口	一時	野口農事集会所	佐野48-19	32-2468	132	60
42		佐野	一時	佐野生活改善センター	佐野45-5	32-5519	144	70
43		上野	一時	上野生活改善センター	佐野22-6-6	32-2981	166	80
44		興道寺	一時	興道寺農業研修センター	興道寺30-14	32-2152	339	170
45		新庄	一時	新庄山村開発センター	新庄65-58	32-0058	517	250
46		〃	一時	西字公民館	新庄71-38	32-5431	120	60
47		〃	一時	田代公会堂	新庄62-14	32-5438	180	90
48		〃	一時	寄積担い手センター	新庄50-5	32-7856	117	60
49		〃	一時	奥生活改善センター	新庄20-2	32-5576	80	40
50		〃	一時	浅ヶ瀬集落センター	新庄191-20	—	200	100
51		〃	一時	岸名生活改善センター	新庄116-4	32-5718	118	60
52		〃	一時	新庄高齢者福祉センター	新庄75-2	32-5443	252	126
53		〃	指定	耳公民館新庄分館(旧新庄小学校)	新庄65-55	32-0087	796	398
54		雲谷	一時	雲谷生活改善センター	新庄	32-5591	42	21

番号	小学校区	集落	区分	名 称	所 在 地	電話番号	面積 (㎡)	収容可 能人員 (人)
55	美 浜 小 東	坂 尻	一時	坂尻多目的センター	坂尻16-2-1	37-2595	193	100
56		山 上	一時	美浜町農村婦人の家	山上53-34-1	37-2519	330	160
57		太 田	一時	太田生活改善センター	太田37-2	37-2415	340	170
58		佐 田	一時	佐田公民館	佐田56-24-2	37-2131	296	150
59		〃	指定	美浜東小学校	佐田69-4	38-1302	865	450
60		佐 田	福祉	美浜町でーサービスセンター 「ほほえみ」	佐田山上1-11-1	37-2294	147	29
61		けやき台	一時	けやき台公民館	佐田132-1-10	38-1155	117	60
62		北 田	一時	北田集落センター	北田39-30	37-2662	200	100
63		菅 浜	一時	美浜町農業構造改善センター	菅浜90-42	37-2558	715	35
64		〃	指定	山東公民館菅浜分館 (旧菅浜小学校)	菅浜70-8-2	38-1501	652	320
65		〃	一時	美浜町菅浜海のくらし館	菅浜100-14	37-2100	583	150
66		竹 波	一時	竹波公民館	竹波19-22-1	39-1715	356	80
67		丹 生	指定	美浜町エネルギー環境教育体験館	丹生62-1	39-1116	677	330
68		〃	一時	丹生公会堂	丹生64-4	39-1320	300	145

指定緊急避難所、指定避難所

	名 称	洪水	崖崩れ 土石流 及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象
4	北西郷公民館 (旧美浜北小学校)	○	×	○	○	○	—	—	—
9	美浜西小学校	○	○	○	○	○	—	—	—
18	美浜町体育センター	○	○	○	×	○	—	—	—
19	美浜町総合体育館	○	○	○	○	○	—	—	—
24	美浜中央小学校	○	○	○	○	○	—	—	—
34	美浜中学校	○	○	○	○	○	—	—	—
54	耳公民館新庄分館 (旧新庄小学校)	○	○	—	○	○	—	—	—
60	美浜東小学校	○	○	○	○	○	—	—	—
65	山東公民館菅浜分館 (旧菅浜小学校)	○	×	○	○	○	—	—	—
68	美浜町エネルギー環境教育体験館	○	○	○	○	○	—	—	—

※「○」：適、「×」：不適、「—」対象外

資料 15-2 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

(令和3年4月現在)

施設名称※1	区 分	住 所	電話番号	危険要素※2	備考
福井県立嶺南東特別支援学校	児童福祉施設	気山 106	45-1255	急傾斜	警戒区域
はこべの家	障害者福祉施設	松原 54-1-11	32-2256	土石流	特別警戒区域

※1：高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、児童施設、医療機関について記載

※2：土石流、地滑り、急傾斜等を記載

※伝達方法：町から各施設には、電話ほか可能な手段により情報を伝達するものとする。

資料 15-3 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

(令和4年4月現在)

施設名称※1	区 分	住 所	電話番号	該当河川	備考
美浜町せせらぎ保育所	児童福祉施設	河原市 8-8	32-0167	耳川	
美浜中央小学校	小学校	河原市 8-2	32-0004	耳川	

※1：高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、児童施設、医療機関について記載

※伝達方法：町から各施設には、電話ほか可能な手段により情報を伝達するものとする。

16 文化財関係

資料 16-1 美浜町指定文化財一覧表

(令和4年4月現在)

指定区分	種別	名称	所在地	所有保存者	備考
国	史跡	興道寺廃寺跡	興道寺	美浜町（保存管理団体）	
国	名勝	三方五湖	美浜町 若狭町	美浜町・若狭町（保存管理団体）	指定区域範囲は、三方五湖周辺と御神島を含む常神半島までの各地区小字名で指定
国選択	無形民俗文化財	日向の綱引き行事	日向 日向川	日向水中綱引保存会	公開日 毎年1月第3日曜日
国選択	無形民俗文化財	福井の戸祝いとキツネガリ	北田・坂尻・佐野・新庄・中寺	北田・坂尻・佐野・新庄・中寺の各区	美浜町では5地区が選択される。
国登録	有形文化財（建造物）	旧田辺半太夫家住宅	佐柿	若狭国吉城歴史資料館	
県	無形民俗文化財	王の舞	麻生	麻生王の舞保存会	公開日 この王の舞は、美浜町宮代の弥美神社で毎年5月1日に行われる例祭神事芸能
県	無形民俗文化財	精霊船送り	菅浜 菅浜海岸	菅浜青年会	公開日 毎年8月15日
県	有形文化財（彫刻）	地藏菩薩立像	大藪 久昌寺	大藪区	像高 94.5cm、一木造り 彩色、彫眼 金焼地藏尊縁起あり
町	有形文化財（絵画）	涅槃図	佐柿 青蓮寺	青蓮寺（福井県立若狭歴史博物館預かり）	縦幅 113.4cm、横幅54.4cm 絹本着色、掛幅装
町	有形文化財（絵画）	不動明王図（脇侍 二童子絵像）	〃	〃	縦幅80.2cm、横幅37.3cm 絹本着色、掛幅装
県	有形文化財（絵画）	五百体愛染明王図	〃	〃	縦幅 55.2cm、横幅 27.4cm 絹本着色、掛幅装
町	有形文化財（絵画）	十六善神図	〃	〃	縦幅 143.2cm、横幅58.6cm 絹本着色、掛幅装
町	有形文化財（絵画）	十六善神図	日向 長久寺	長久寺	縦幅 185.0cm、横幅 89.0cm 絹本着色、掛幅装
町	有形文化財（絵画）	涅槃図	〃	〃	縦幅 228.0cm、横幅 119.0cm 絹本着色、掛幅装
町	有形文化財（彫刻）	十一面観音立像	河原市 水生寺	秀栄寺	像高 100.0cm、寄木造り 彩色及び漆箔、玉眼 水生縁起あり
町	有形文化財（彫刻）	雨宝童子立像	宮代 園林寺	園林寺	像高 75.5cm、寄木造り 彩色及び漆箔、玉眼
町	有形文化財（彫刻）	薬師如来坐像	北田 北田寺	北田区	像高 91.0cm、寄木造り 漆箔、彫眼
町	有形文化財（彫刻）	薬師如来坐像	笹田 観音寺	日向区	像高 79.7cm、寄木造り 彩色及び漆箔、彫眼
町	有形文化財（彫刻）	十一面千手観音立像	〃	〃	像高 113.5cm、寄木造り 彩色及び漆箔、彫眼 笹田観音縁起あり

指定区分	種別	名称	所在地	所有保存者	備考
町	有形文化財 (彫刻)	阿弥陀如来坐像	早瀬 奥ノ堂	早瀬区	像高 85.5cm、一木造り 漆箔、彫眼 膝裏の内割部に造立銘あり
町	有形文化財 (彫刻)	毘沙門天立像	〃	〃	像高 105.0cm、寄木造り 彩色、彫眼
町	有形文化財 (彫刻)	不動明王立像	〃	〃	像高 96.0cm、寄木造り 彩色、彫眼
町	有形文化財 (彫刻)	薬師如来立像	〃	〃	像高 99.0cm、寄木造り 漆箔、彫眼
町	有形文化財 (彫刻)	聖観音立像	〃	〃	像高 97.3cm 寄木造り 漆箔、彫眼
国	有形文化財 (彫刻)	聖観音立像	佐柿 青蓮寺	青蓮寺(福井県 立若狭歴史博物 館預かり)	像高 53.2cm、寄木造り 漆箔、彫眼
町	有形文化財 (彫刻)	薬師如来坐像	久々子 久音寺	久々子区	像高 28.0cm、一木造り 白木彫り、彫眼
町	有形文化財 (彫刻)	阿弥陀如来坐像	竹波 阿弥陀堂	法栄寺	像高 87.5cm、寄木造り 白木彫り、彫眼
町	有形文化財 (工芸)	浮牡丹皿	佐柿 青蓮寺	青蓮寺(福井県 立若狭歴史博物 館預かり)	円周 23.2cm、深さ 4.0cm 高麗焼(青磁)
町	有形文化財 (工芸)	開山夢窓国師九条 の麻袈裟	日向 長久寺	長久寺	横幅 190.0cm、縦幅 117.0cm
町	有形文化財 (古文書)	秀吉朱印状	金山 龍沢寺	龍沢寺	横幅 66.0cm、縦幅 23.4cm 和紙
町	有形文化財 (古文書)	くす女書状	〃	〃	横幅 65.0cm、縦幅 45.5cm 和紙
町	有形文化財 (古文書)	弥美川流域変遷等并 水論記	佐柿	個人	縦幅 23.8cm、横幅 16.7cm 本文68頁、画仙紙
町	有形文化財 (古文書)	行方久兵衛文書	金山	個人	横幅243cm(本文のみ192cm) 縦幅25.0cm(本文のみ25cm) 和紙
町	史跡	乙見古墳	北田	個人	円墳、出土品(金環、須恵器、勾玉)
町	史跡	国吉城址	佐柿	佐柿区 美浜町	常国国吉が築城したものを弘 治2年(1556)に栗屋越中守勝 久が出城として再興
町	史跡	口背湖遺跡	久々子	美浜町	竪穴式住居址 1号 東西4.8m×4.9m 2号 東西6.3m
町	史跡	獅子塚古墳	郷市	郷市区(管理団 体)	全長32.5mの前方後円墳
町	天然記念物	イチョウ	佐柿 青蓮寺	青蓮寺	雌木、高さ30.0m、幹周 8.3m 伝、小浜藩二代藩主酒井忠直 公の手植
町	無形民俗文化財	早瀬子ども歌舞伎	早瀬 日吉神社他	早瀬区	厄除と五穀豊穡を祈願

指定区分	種 別	名 称	所 在 地	所有保存者	備 考
町	無形民俗文化財	彌美神社の例大祭	麻生 彌美神社	彌美神社	王の舞神事は県指定物件であるために、指定範囲からは除かれる。
町	無形民俗文化財	早瀬日吉神社浜祭り	早瀬	早瀬区	厄除と五穀豊穡を祈願
町	有形文化財 (考古資料)	興道寺廃寺出土品	美浜町 歴史文化館	美浜町	塑像(螺髪当)7点、錢貨14点 墨書土器1点

17 法律・条例等関係

資料 17-1 美浜町防災会議条例

美浜町防災会議条例

昭和37年10月5日
条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、美浜町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 美浜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて美浜町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 削除
 - (2) 福井県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福井県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 敦賀美方消防組合美浜消防団長
 - (7) 敦賀美方消防組合消防吏員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項に掲げる委員の定数は35人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、町の職員、敦賀美方消防組合の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、会長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和45年7月2日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和45年12月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成12年3月27日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成24年9月21日条例26号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 17-2 美浜町防災会議委員名簿

会長 美浜町長

(平成31年4月現在)

委員	所 属	職 名	連 絡 先	
			住 所	電話番号
2号	福井県嶺南振興局敦賀土木事務所	所長	敦賀市中央町1-7-36	22-4661
2号	福井県嶺南振興局 二州健康福祉センター	所長	敦賀市開町6-5	22-3747
2号	福井県嶺南振興局二州農林部	部長	敦賀市中央町1-7-42	22-0108
3号	敦賀警察署	署長	敦賀市木崎12-18-1	25-0110
4号	美浜町	副町長	美浜町郷市25-25	32-6700
4号	〃	総務課長	〃	32-6700
4号	〃	まちづくり推進課長	〃	32-6701
4号	〃	土木建築課長	〃	32-6707
5号	美浜町教育委員会	教育長	〃	32-6708
6号	敦賀美方消防組合 美浜消防団	団長	美浜町興道寺10-43	32-1190
7号	敦賀美方消防組合	消防長	敦賀市中央町2-1-2	20-0119
8号	国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所敦賀国道維持出張所	所長	敦賀市開町3-28-1	22-5166
8号	敦賀海上保安部	部長	敦賀市港町7-15	22-0191
8号	福井県農業協同組合	代表理事組合長	敦賀市三島町2-11-11	22-2500
8号	れいなん森林組合	代表理事組合長	小浜市神宮寺5-30	0770-56-5600
8号	美浜町漁業協同組合	組合長	美浜町日向2-55-2	32-1127
8号	わかさ東商工会美浜地区	会長	美浜町松原35-16-2	32-0121
8号	美浜町社会福祉協議会	会長	美浜町郷市25-20	32-1164
8号	美浜町赤十字奉仕団	委員長	美浜町郷市25-25	32-6713
8号	三方郡医師会	会長	美浜町山上1-8-1 (東部診療所)	37-2911
8号	西日本旅客鉄道(株) 金沢支社敦賀地域鉄道部	部長	敦賀市鉄輪町1-2-69	22-6411
8号	西日本電信電話(株)福井支店	支店長	福井市日之出2-12-5	0776-20-9510
8号	日本郵便(株)美浜郵便局	局長	美浜町郷市23-12	32-0042
8号	関西電力(株)美浜発電所	所長	美浜町丹生66-5-3	39-1111
8号	関西電力(株)小浜営業所	所長	小浜市南川町13-53	0770-52-5650
8号	(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	所長	敦賀市白木2-1	39-1031
9号	美浜町区長会	代表	美浜町郷市25-25	32-6700

資料 17-3 美浜町災害対策本部条例

美浜町災害対策本部条例

昭和37年10月5日
条 例 第 9 号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、美浜町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

- 2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成24年9月21日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 17-4 美浜町災害対策本部運営要綱

美浜町災害対策本部運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、美浜町防災対策本部条例（昭和37年美浜町条例第9号）に基づき、美浜町災害対策本部（以下「災対本部という。」）の運営に関し、必要な事項を定め、災害対策本部の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

(災対本部の設置及び廃止)

第2条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合に災対本部を設置する。なお、第1号に該当する場合は自動設置とする。

- (1) 震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 気象庁が津波予報区の「福井県」に大津波警報を発表した時。
- (3) 相当規模の災害が発生したとき。
- (4) 局地的ではあるが大規模な災害が発生したとき。
- (5) 町全域にわたる大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (6) その他、町長が必要と認めたとき。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合に災対本部を廃止する。

- ① 災害応急対策がおおむね完了したと認められたとき。
- ② 町域において災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められるとき。
- ③ 災害警戒本部に移行するとき。
- ④ その他、災対本部長が必要ないと認めたとき。

(組織及び事務分掌)

第3条 災対本部の組織及び事務分掌は、別図第一及び別表第一のとおりとする。

- 2 災対本部長（町長）は、災対本部の事務を総轄し、職員を指揮監督する。
- 3 災対本部長の総括の下に災対副本部長に副町長、災対本部長付に教育長、消防長をあてる。
- 4 災対本部の各班に班長をおき、それぞれ関係課長等をもってあてる。
- 5 各班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ班員を定め対策及び体制を整備しておかなければならない。
- 6 災対本部の主管事務並びに本部の庶務は、総務課において行う。

(現地災害対策本部の設置)

第4条 災対本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要があるとき又は災対本部長が必要と求めたときは、現地災害対策本部を設置する。

第2章 災対本部設置前の措置

(災害警戒本部の設置及び廃止)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、災対本部設置前の段階として災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。なお、第1号及び第2号に該当する場合は自動設置とする。

- (1) 震度5弱の地震が発生したとき。
- (2) 気象庁が津波予報区の「福井県」に津波警報を発表したとき。
- (3) 小規模な震災が発生し、さらに被害の拡大のおそれがあるとき。
- (4) 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。
- (5) 局地的ではあるが大規模な災害が発生するおそれがあるとき。
- (6) その他、町長が必要と認めたとき。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合に警戒本部を廃止する。

- (1) 災害応急対策がおおむね完了したと認められたとき。
- (2) 町域において災害のおそれが解消し、必要がなくなると認められるとき。
- (3) 災対本部に移行するとき。
- (4) その他、警戒本部長（町長）が必要ないと認めたとき。

(警戒本部の組織及び事務分掌)

第6条 警戒本部の組織及び事務分掌は、災対本部体制に準じるものとする。

(警戒本部設置前の措置)

第7条 警戒本部設置前における町の活動についても、災対本部の組織構成に準じるものとする。

第3章 非常配備

(非常配備の基準・編成計画等)

第8条 町長は、迅速かつ的確な災害予防又は災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた職員の動員配備を実施するものとする。

2 非常配備に関する基準は、別表2のとおりとする。

3 各班長は、第2項の基準に基づきあらかじめ各班の配備計画をたて、これを班員に徹底するとともに、配備計画表を総務課長に提出しなければならない。

(注意配備体制下の活動)

第9条 注意配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 防災関係課等の職員は気象その他災害に関する情報を収集し、情報連絡活動が円滑に行ない得る体制をとる。

(警戒配備体制下の活動)

第10条 警戒配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 警戒配備体制につく班員は、各自の所属する各班の所在場所に待機し、災害予防又は災害応急対策に必要な資機材等の点検等を実施するとともに、総務班長からの情報又は連絡に即応して必要な措置を講じるものとする。
- (2) 災害危険箇所等の巡回パトロール等の警戒活動を実施するものとする。
- (3) 災害が発生した場合は、所掌事務に係る応急対策活動を実施するものとする。
- (4) 町長は、必要に応じ関係各班を召集し、情報を聴取して当該情勢に対応する措置を検討しなければならない。
- (5) 各班長は、自己の班の活動状況を総務班長に報告するものとする。

(警戒本部体制下の活動)

第11条 警戒本部体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 迅速かつ的確な災害予防又は災害応急対策を実施するため、警戒本部を設置するものとする。
- (2) 各班長は、所掌事務に係る活動を実施し、その状況を総務班長に報告するものとする。
- (3) 各班長は、動員配備にあたっては、災害対策本部体制に移行できるよう体制を整備しておくものとする。

(災害対策本部体制下の活動)

第12条 災害対策本部体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 迅速かつ的確な災害予防又は災害応急対策を実施するため、災対本部を設置するものとする。
- (2) 防災関係機関等との連絡を密にし、連携体制を強化するものとする。
- (3) 各班長は、所掌事務に係る活動を強化し、その状況を総務班長に報告するものとする。
- (4) 各班長は、班の総力をあげて所掌活動に係る活動を実施し、その状況を随時総務班長に報告する。

(非常配備の開始及び解除)

第13条 各班における非常配備体制の開始及び解除は、町長が指令するものとする。ただし、第2条第1号及び第2号並びに第5条第1号及び第2号に該当する場合は自動配備とする。

(非常配備解除後の措置)

第14条 各班長は、非常配備体制の解除後においても、災害応急対策実施事項などについて、総務班長に連絡するものとする。

第4章 災害情報、被害状況等の取扱

(被害状況の取扱い)

第15条 災害が発生したときは、各班長は直ちに「美浜町被害状況調査及び報告要領」に基づき被害状況を調査し、広報班長に報告しなければならない。

- 2 情報収集班長は、各班長並びに関係機関から収集した被害状況を取りまとめ、総務班を通じて、本部長に報告するとともに、県消防防災課へ報告するものとする。
- 3 県に対する報告は、「福井県被害状況報告要領」により行うものとする。

(災害情報の取扱い)

第16条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、総務班長は直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概要を逐次県危機対策・防災課へ報告するものとする。

- 2 総務班長は、災害に関する予・警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項については直ちに住民その他関係機関に伝達するとともに、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について通知又は報告しなければならない。

第5章 応援要請

(関係機関への協力要請)

第17条 関係班長は、災害対策に関し、関係機関等の協力を必要とする場合は、直ちに総務班長に報告しなければならない。

- 2 総務班長は、前項の連絡を受けた場合は、直ちに災对本部長に報告しなければならない。
- 3 災对本部長は、協力要請を決定したときは、関係機関等に対し、出動を命じ、又は協力を要請するものとする。

(自衛隊の災害派遣要請)

第18条 前条の場合において、自衛隊の派遣を要請する場合は県の「自衛隊災害派遣要請要綱」に基づき、県消防防災課に要請を依頼するものとする。

第6章 職員の心得

(職員の心得)

第19条 非常災害発生の際の心得は、他の法令の規定によるもののほか、次の事項に留意しなければならない。

- (1) すべての職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は町の活動に反感を抱かせることのないよう、厳に注意しなければならない。
- (2) すべての職員は、町の実施する応急救助・復旧等の活動に協力するために参集した関係機関の所属員、ボランティア等の災害対策従事者に対しては、誠実に応対しなければならない。
- (3) すべての職員は、所属する班の事務に精通するよう努めるとともに、自ら災対本部の一員であることを自覚し、他の班における緊急要務の処理のため、協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

(緊急参集)

第20条 職員は、勤務時間外・休日等において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに所属の班と連絡をとり、又は所定の場所に参集しなければならない。

(記録の励行)

第21条 災対本部長の発する指令、各班長が発する指示・連絡等の伝達及び県・関係機関・住民等からの指示・連絡・要請・照会等の受理に当たる職員は、その内容が軽易な場合を除き、すべて記録し、受理伝達の確保を期するものとする。

2 前記の記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまで、これを保存しなければならない。

第7章 その他

(訓練計画等)

第22条 非常災害が発生したときに、迅速かつ適切な対応を実施するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

2 訓練の時期・方法等については、その都度定める。

(腕章)

第23条 災対本部長、災対副本部長その他災対本部に属する者は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別表3に定める腕章をつけるものとする。

(その他)

第24条 この要項に定めるもののほか、災対本部の活動に関する細部の事項については、災対本部長が必要に応じ、指示するものとする。

別図第1（第3条関係）
省略（資料7-1参照）

別表第1（第3条関係）
省略（資料7-2参照）

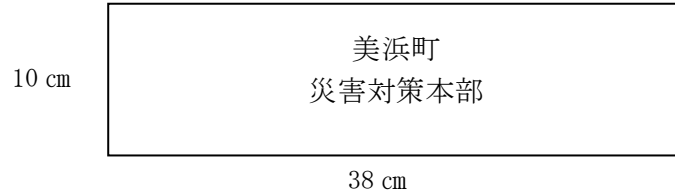
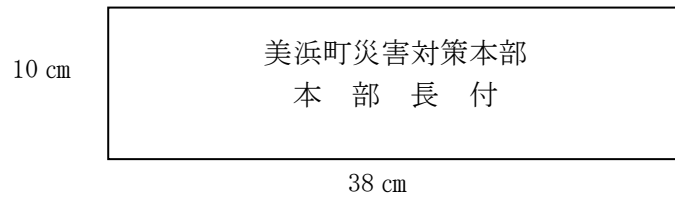
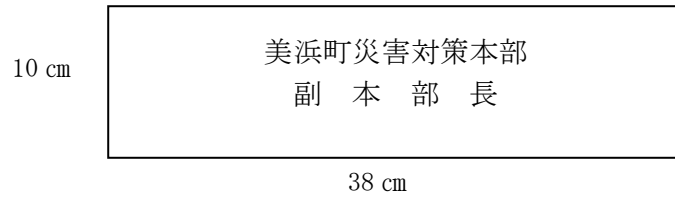
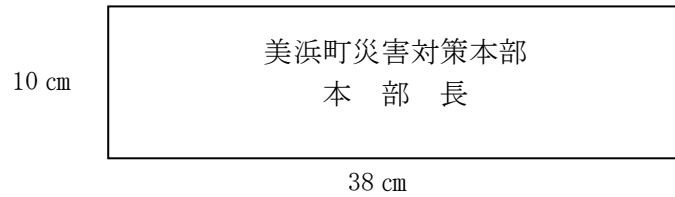
別表第2（第8条関係）

非常配備に関する基準

配備体制	配備内容	配備時期
注意配備	防災関係課等の職員による情報連絡活動が円滑に行ない得る体制	<ul style="list-style-type: none"> 美浜町に注意報が1つ以上発表され、総務課長が必要と認めた場合。
警戒配備	上記の配備を強化し、小規模の災害応急対策を実施できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生したとき。（自動配備） 気象庁が津波予報区の「福井県」に津波注意報を発表したとき。（自動配備） 美浜町に警報が1つ以上発令され、災害の恐れがある場合。 小規模な災害が発生したとき。
警戒本部	各課がそれぞれ分掌する事務分野に応じて、災害応急活動及び情報収集、広報活動が円滑に実施できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震が発生したとき。（自動配備） 気象庁が津波予報区の「福井県」に津波警報を発表したとき。（自動配備） 小規模な災害が発生し、さらに被害の拡大のおそれがある場合。 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 局地的ではあるが大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 その他、町長が必要と認めたとき
災害対策本部	本部の全力をあげて災害応急活動及び情報収集、広報活動を実施する体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上の地震が発生したとき。（自動配備） 気象庁が津波予報区の「福井県」に大津波警報を発表したとき。（自動配備） 相当規模の災害が発生したとき。 局地的ではあるが大規模な災害が発生したとき。 町全域にわたる大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 その他、町長が必要と認めたとき。

別表第3 (第23条関係)

(腕章)



資料 17-5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

(令和3年4月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当り平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当り2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当り29.7㎡、 2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当り 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																													
被服、寝具その他生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																													
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>17,200</td> <td>22,200</td> <td>32,700</td> <td>39,200</td> <td>49,700</td> <td>7,300 円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,500</td> <td>36,900</td> <td>51,400</td> <td>60,200</td> <td>75,700</td> <td>10,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,400</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,800</td> <td>19,900</td> <td>25,300</td> <td>3,300 円</td> </tr> </tbody> </table>							区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	全壊全焼 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300 円	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400 円	半壊半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400 円	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300 円
					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算																																					
					全壊全焼 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300 円																																					
冬	28,500	36,900	51,400	60,200		75,700	10,400 円																																										
半壊半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400 円																																										
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300 円																																										
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																													
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																													
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																													
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から1カ月以内																																														

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、一人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 201,000円以内 小人 (12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態であり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生效后3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,300円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費 及び賃 金職員 等雇上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	機 関	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 17-6 被災者生活再建支援法等の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
(人口10万人未満に限る)
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
(人口10万人未満に限る)
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (人口5万人未満に限る)
- ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり
(合併した年と続く5年間の特例措置)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の金額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)

住宅の 被害程度	全 壊 (2. ①に該当)	解 体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の 再建方法	建設・購入	補 修	賃 借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入又は補修する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- | | |
|------------|---|
| (申請窓口) | 市町村 |
| (申請時の添付書面) | ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等 |
| (申請期間) | ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内 |

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

資料 17-7 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例

美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月10日
条例第23号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付（第12条—第15条）
- 第5章 補則（第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雪、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、美浜町内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 第1項に掲げる遺族がいない場合で、死亡した者と生計を一にしていた兄弟姉妹がいるときは、その者に対して災害弔慰金を支給するものとする。
- 5 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続き)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対

し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあって250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がなく、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和50年3月25日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和53年7月1日条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の美浜町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和56年7月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和57年12月25日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害見舞金の支給について適用する。

附則（昭和62年3月23日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（平成3年12月24日条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

資料 17-8 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和49年7月10日 規則第1号)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条～第17条）
- 第5章 補則（第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣 旨）

第1条 この規則は、美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年美浜町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 町長は、町外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に、資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払いを猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）により届出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和57年12月25日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成元年3月27日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料 17-9 罹災証明関係様式

1. 罹災証明書

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

美浜町長

(印)

2. り災届出証明書

整理番号 No. _____

り災届出証明書

り災者氏名	Tel () -	
り災場所	美浜町	
り災日時	令和 年 月 日 時 分 頃	
使用目的		必要枚数 枚
提出先		
被害の状況		
<p>上記のとおり届出証明願います。</p> <p>令和 年 月 日 現住所 〒</p> <p>申請人 ⑩</p> <p>電話番号 () -</p>		
<p>上記のとおり災害り災の届出があったことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日 美浜町長 ⑩</p>		

18 地震防災緊急事業五箇年計画関係

資料 18-1 地震防災緊急事業五箇年計画対象事業

1 計画対象事業

地震防災緊急事業五箇年計画の計画対象事業は、次のとおりである。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波によって生じる被害の発生を防止し、又は軽減することによって円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等によって被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

美浜町地域防災計画

《関係資料》

令和3年4月

発行：美浜町

〒919-1192

福井県三方郡美浜町郷市25-25

電話：0770-32-6716

FAX：0770-32-1115